

研修所について



弁理士会研修所所長 村木清司

研修所の役割

特許等の知的財産が脚光を浴びるに従い、世の中の弁理士に対する期待と同時に要求も強くなって来ている。弁理士は果たして世の中の期待に応えているであろうか、また、期待に応えられるであろうか。

本年度の弁理士試験合格者は550人に上る。研修スペースからみて、また、講師手配の面から見て、今まで以上に新人に研修を行うことが出来るであろうか。その問題だけではない。従来、大半の弁理士が特許事務所におけるOJTを経て一人前になってきた。しかし、この大量の新人を既存の特許事務所が吸収し、OJTにより十分な研修を与え得るであろうか。与え得ないとしたら、その役割を行えるのは研修所しか他にありそうもない。

弁理士が、新人の域を脱したらその後どうやってスキル・アップするのか。自己研鑽、仲間同志での切磋琢磨等々、言葉は色々あるが、その具体的な方法論となるとなかなか難しい。既存の弁理士のスキル・アップに役立つのはやはり研修所であろう。

800人強の弁理士が本年10月26日に特定侵害訴訟代理業務試験（いわゆる能力担保研修効果確認試験）を受けた。来年の初頭には、特許等の侵害訴訟において代理人として活躍する弁理士が出現する。既に秒読みの段階に入っている。これらの新しく生まれてくる侵害訴訟代理人に対し、さらに訴訟実務の研修をすべきであるとの要望が出されている。その一方で、来年度の効果確認試験のための研修の準備が始まっている。

今回の大学を巻き込んだ知的財産戦略推進計画では、最先端の科学技術を駆使した大量の発明の創出が目論まれている。それを実現するためには、最先端に行く科学技術を十分に理解できる弁理士が必要とされる。それにえられる弁理士の研修は、誰

が、どこで行うのか。これまた、自己研鑽と簡単に片付けられるものではなからう。

研修所はこのようなことを諸々考えて、研修の方法について会員に助言をし、研修の機会を提供するよう努力をしている。現在、研修所が行っている研修について以下に簡単に紹介する。会員の研修所に対する一層の理解と協力を期待したい。

新人のための研修

主に当該年度弁理士試験合格者を対象とした研修であり、新人研修（前期）と新人継続研修（後期）に分けて行われる。新人研修（前期）は2月上旬から3月中旬までの約20日間行われ、新人継続研修（後期）は9月に約10日間継続的に開催される。

・新人研修（前期）

弁理士業務を行うにあたっての倫理や、明細書作成等主に特許庁へ提出する書類についての基礎的な実務の修得に重点をおいている。

・新人継続研修（後期）

新人継続研修は、新人研修を経て半年の実務経験を積んだ弁理士を対象に審決取消訴訟、鑑定、外国への特許出願等の更に広い範囲の研修を行う。

会員のための研修

・一般会員研修

法律の改正や話題となっている事項などについての研修である。年に6回程度、東京、大阪、名古屋で開催している。その他の地区は、地方研修として開催している。

・新規業務研修

平成12年改正の弁理士法で拡大された契約等の新規業務につき、義務研修に引き続き一層の能力アップをはかるための研修である。

・常設研修

講義による一方的な研修ではなく、演習形式の研修であり、今年度の講座は、「拒絶対応実務」及び「当事者系事件の実務」に関するものである。毎年、所定の時期に実施されることから、常設研修と呼んでいる。新人研修を終了した若手の弁理士を対象としている。

・継続研修

弁理士が、プロとしての実力を身につけるための研修で、一定のテーマ（例えば「審決取消訴訟の準備書面の作成演習」）について複数回、継続して行う研修である。

・大学との提携による先端科学技術研修

この研修は、社会的な要請の強い先端科学技術（情報工学やバイオテクノロジー等）に関する研修であり、講座の開設を早稲田大学、慶応義塾大学、東大先端研、青山学院大学、立命館大学、大阪大学などをお願いし研修を行っている。

特定侵害訴訟代理業務に関する能力担保研修

平成14年4月17日に「弁理士法の一部を改正する法律」が公布され、弁理士が能力担保研修を修了し、かつ、特定侵害訴訟代理業務試験に合格することに

より、特定侵害訴訟代理権を取得することが可能となった。前記代理業務試験の受験要件としての研修である。本年度は850人の会員が研修を受け、840人が研修を終了し、そのほとんどが10月26日の効果確認試験を受けた。本年12月末に合格者が発表される予定である。

大学との提携による民法・民事訴訟法に関する基礎研修

特定侵害訴訟代理の能力担保研修の前提となる民法・民事訴訟法の基礎知識習得のための研修であり、研修の実施を数大学にお願いしている。

倫理研修

会則第58条に基づく「弁理士倫理」に関する研修であり、全会員が受講の対象である。

自主研修

会員が自発的に研修や研究を行うのに場所を提供し、研修や研究の活性化を図るための制度である。参加者は弁理士には限らず、近々、東京第二弁護士会との共同研修も予定している。

以上

会としての支援活動

日本知的財産支援センターセンター長

竹内三郎



運営委員の熱意

知的財産支援センターの活動は、支援員を弁理士各位が貴重な時間を割いて引き受けて下さることで成り立っている。有難いことである。

ところで、センターの運営代表の立場として感じるのは、個々の支援の企画、打ち合わせ、その他の事前準備から支援完了まで継続する裏方の作業つまり運営作業である。委員会（部会）会合以外に担当委員が個別に行動して費やす時間、労力は会合数を超えて多大である。

この専ら運営委員各位が自ら負担する部分がデータとして残されておらず、公表して労をねぎらえないのが残念である。

実は、支援の実現はこの活動抜きにしてはあり得ないのであるが、このような活動には結構幾重もの障害を乗り越える努力が多い。支援要請に精一杯応じようとすると、両者の事情と提案を調整しつつ合意に向けて協議を積み重ね、実現に向けて結構苦勞せざるを得ないのである。多忙な中で打合せを繰り返し、遠方出張する運営委員が、安易につかず支援を実りあるように誠心誠意自ら行動されているご苦勞を感じるとき、恐縮して見えない涙が出そうになる。運営委員の自発的努力に感謝するのみである。

支援の意味

知的財産支援センターの「支援」の意味をもう一度考えてみたい。

辞書は見ない。支援の意味は二通りあろう。一は無料奉仕活動（ボランティア活動）、一は専門能力を提供して非専門者を助ける専門家としての活動、である。前者は強制されるものではない。自発的意思による。後者は専門職の職業活動をいう。

後者の内、専門資格を取得してその専門知識を提

供することを業とするのは士業そのものである。その一つが弁理士である。職業であるから当然に有料活動となる。つまり、知的財産に関する支援要請は弁理士に行うもので、弁理士への業務依頼である、ともいえる。

ここには会（日本弁理士会）は入ってこない。会には会員の登録、指導、連絡、監督を行うものであり、弁理士業務を行うものではないからである。会員への公平を損なってはならないことから、会は弁理士業務の遂行に立ち入るべきではない、と思う。

例えば、弁理士を求める立場からすれば、自分で弁理士を探すよりも、会に弁理士紹介を求めたいであろう。しかしそれは、会紹介の希望と、安心できる弁理士、安心できる料金対応などの担保の期待とが表裏一体となっているものといってもよいであろう。会がここに立ち入るのは望ましくない。既に実施されている弁理士の情報開示、広告規制の緩和などの対策が、会として採るべき方途であると思う。

しかし、一方で、国、自治体、裁判所、その他の公益的団体などからの専門家派遣依頼、その他の公益的要請（出願などの代理依頼ではない）がある。その場合の要請の受け皿が必要となる。支援計画の策定が必要となる。会・支援センターの必要性はここにある。さらにまた一方で、弁理士過疎対策などへの対応、啓発普及、知的財産教育への対応、その他、会として弁理士制度の普及のための政策的必要性から行う支援施策がある。

社会的評価を得る意味では、会が支援活動を行なうことは極めて重要である。が、支援の是非判断は上記のことなどを勘案すべきであろう。自ずから支援活動の限界があることも意識すべきであろう、と思う。

なお、弁理士業務に関わる支援活動が有料である

ことは前述したが、無料活動は当然に存在する。それこそ会の政策的活動であろう。両者の目的は異なる。政策的意図を十分に理解すべきであろう。しかし、いずれであっても、支援活動はボランティア活動と理解するものではない。そのように表現する要素はない、と思う。

参考までに、会則には会の委員会活動への会員の参加はボランティアではなく義務的性格のものとして示してあるが、ここでは規則を盾にしない。

支援要請に対する公募方式

昨年から進められている国の知的財産戦略施策に影響されて、大学や自治体などから新しい形の支援要請が始めつつある。知的財産本部の如き組織形成或いは運営に関与する準常勤的、継続的關係で弁理士を求める動きである。

また、司法改革の流れの中で、全国過疎地域をカバーするアクセスポイントの設置が実現されつつあり、弁理士なども関わる可能性がある。

このような要請、情勢に対しては、支援センターとして支援員を派遣し、或いは推薦する方式を採用することはでき難いので、日本弁理士会ホームページの電子フォーラム内に独立した公募情報欄を設けてもらい、ここにこの種の求弁理士情報をまとめて掲載するシステムを提案している。

弁理士各位は、この情報を見て直接要請先に応募してもらい、当事者間での契約を踏まえて各位に活動していただくことになる。

今後、専門性を出願以外の分野に、単発的係わりよりも継続的係わりの形で求める要望が増えていく

ものと思われる。反応があることを期待したい。

センター活動の現状

センター組織は、センター長1名、副センター長6名、運営委員62名（部長5名、副部長を含む）により、5つの部を構成し、運営委員はいずれかの部に属し、部活動が中心となって運営されている。

5つの部と臨時の1つのチームは次のとおりで、列記した活動が中心となっている。

1. 総務部 = センターだよりと年報の発行、パンフの修正・増刷、支援員研修会の開催、支援員データベースの管理、支部地区部会との交流、各部門の調整、規則類の整備・見直し等
2. 出願等援助部 = 出願援助（給付、貸与）申請の審査、改善検討
3. 第1事業部 = 常設特許相談室の運営・改善、弁理士の日全国一斉無料相談の運営、相談員との意見交換会、全国縦断商標・特許セミナーの開催、他団体等への相談員・講師の派遣、発明展等への審査員の派遣、これらのマニュアル作り等
4. 第2事業部 = 大学、TLO への支援活動、島根県、高知県、沖縄などへの支援事業の実施、総務省の全国地域中小企業支援セミナー（第3事業部と協同）マニュアル作り、講師テキスト作成の検討等
5. 第3事業部 = 中小企業ベンチャー支援、全国の助成融資制度の継続調査と活用法の検討等
6. 小中学校支援チーム = 広報センターとの協同による知的財産授業の実施、教師の啓発等

以上

甘いか渋いか柿 8 年



日本知的財産仲裁副センター長
増井 忠 弐

1. 増える申立、ツレない相手方

永年の願いである司法改革などの流れに、知財高裁や専門訴訟のための技術裁判官制の検討も合流してきた。

この動向に寄り添う形で、新仲裁法、ADR 基本法の施行・制定が来年には日程に上がってくる。

特許等知財関連の訴訟件数は既に年600件前後と増勢にあるが、当仲裁センター(本来は仲裁、調停、和解、斡旋、相談、ドメイン名を含む知財紛争解決センターです。)でも昨年までの一桁から本年の申立は11月迄で調停22件、仲裁 1 件、IP ドメイン 8 件に伸びています。

このように同じ「修復型司法」でも裁断型の合意前提である仲裁よりも、調整型手続の調停の伸びが特筆に値するにも拘わらず、申立をこれを受けて立とうと言う応諾の割合となると、3割位と低調なので、いかにしてこのような応諾率を上げるか及び弁理士会会員の事件持込を増やすかは、二大課題であります。

2. 打ち出した活性化対策

利用しやすく、活発なセンターを目指して、今2つのプロジェクト・チーム(PC)を設け、1年計画で活動中である。一つのPCは1人調停を含む調停制度、その料金の改定(値下げ)、新規業務として導

入する単独及び双方申立による判定制度、その料金体系を、もう一つのPCはIP評価すなわちIP対価研究会である。

特許庁の判定事件をそっくり引き継ぐことは出来ないとしても、センターの各判断事項は単独判定でも双方判定でも、次のように、より一層ニーズに添うものとする事を考えている。

- (1) 特定の物又は方法が特許発明又は登録考案の技術的範囲に属するか否か。
- (2) 特定の意匠が登録意匠及びこれに類似する意匠の範囲に属するか否か。
- (3) 特定の標章が商標権の効力の範囲に属するか否か。
- (4) 特定の特許発明、考案、意匠又は商標について無効事由があるか否か。

これからも知的財産仲裁センターは、事例の公開や力強い研修の継続を実現し、法人化(有限責任中間法人)や紛争の国際化への対応を含め、さらに発展して知財紛争の解決機関としていずれは裁判所に伍して活躍する時代が到来する筈である。

暖かい目で近々8年に届く柿の実がなり大きく育つように見守ってくださることを当センターの利用方と併せ心からお願いする次第である。

弁理士代理の知財紛争解決

- センター調停の普及を目指して -

日本弁理士会 ADR 推進機構委員長

松 永 宣 行



1. 仲裁センターの現況

日本知的財産仲裁センター(以下「仲裁センター」という。)は、平成10年に開設以来、46件(平成15年10月末日現在)の申立を受理した。決して活況を呈しているという受理件数ではないが、年々その数を増していることは確かである。

仲裁センターは、その運営の財をなお全面的に両母体(日本弁理士会及び日本弁護士連合会)に依存しており、一日も早い経済的自立を目指して、運営の改善向上に努めている。

その一策に、近く発足予定のセンター判定がある。このセンター判定は、企業、知財団体等ユーザの声を反映して設けられるもので、これまでの調停、仲裁、仲裁鑑定等に加わる新たなサービスとして、また証拠調べと仲裁センターの手に固有の完全秘密保持の点に特徴を有する新判定として、広く利用されるものと期待されている。

発足前ながらその概要を紹介するに、センター判定には、単独判定及び双方判定の2種類があり、申立人は申立に際して何れかを選択することができる。当事者の一方のみが手続に加わる単独判定は、申立人が提出した主張及び証拠資料に基づいて行う。これに対して、当事者の双方が手続に加わる双方判定は、申立人及び申立人指定の相手方がそれぞれ提出した主張及び証拠資料に基づき行う。申立人は、単独判定においては、特定の物若しくは方法が特許発明又は登録実用新案の技術的範囲に属するか否か、

特定の意匠が登録意匠及びこれに類似する意匠の範囲に属するか否か、又は特定の標章が商標権又は防護標章登録に基づく権利の効力の範囲に属するか否かについて判定を求めることができ、双方判定においては、上記のほか、特定の特許発明、

登録実用新案、登録意匠又は登録商標(登録防護標章を含む)の特許又は登録に無効事由があるか否かについても判定を申し立てることができる。

2. 当委員会の活動状況

当委員会は、弁理士代理のセンター調停(又は仲裁)の普及を目指し、多方面から仲裁センターを支援する活動を行っている。特に、今年度は、弁理士を知財紛争解決の主導者にすべく、弁理士代理のセンター調停を普及させるために必要な情報の提供と収集に力を入れ、全国的に、具体的には日本弁理士会の各支部、部会等において調停・仲裁に関する説明会、意見交換会等を開催する。第1回の意見交換会は、平成15年11月21日、金沢市で開催の日本弁理士会北陸部会の会合において行う。その後の予定として、年内に東京(2会場)で、年度末までに福岡、山口、大阪及び名古屋で開催したいと考えている。

3. 弁理士への期待

(1) 仲裁センターは設立以来なお経済的に自立できていない。お客さんがいないことには収入の途がなく、自立のしようがないのである。世のニーズがないとして、両母体が仲裁センターへの資金提供を止めれば、途端につぶれることになる。目下のところそのような話は聞いていないが、将来ともあり得ない話、とは言い切れない。設立の目的が果たされないまま、そのようなことになってはならない。

責任は弁理士にある、といって過言でない。誰の目にも、仲裁センターの最大潜在顧客が弁理士であることは明らかなことである。そうであっても、弁理士が仲裁センターに来ようとしなければ、

紛争当事者が来る筈はない。弁理士の逃げ口上は、いつも、「紛争解決には不慣れ」である。不慣れ以前の問題として、当事者、弁護士任せの風潮がなお消えていないというべきである。思い起こすべきは、かつて日本弁理士会が行ったアンケート結果によれば、顧客は弁理士の出願から紛争解決までの一貫関与を望んでいるということである。したがって、紛争解決に不慣れではすまされない。そのようなことでは、仲裁センターより先に弁理士がつぶれることになる。

(2) わが国の制度において、一部の民事紛争の解決への弁理士の関与が期待されている。平成13年1月6日施行の改正弁理士法4条2項2号によれば、弁理士は、特許、商標等に関する(和解を含む)仲裁の手続を代理することができ、同規定により経済産業大臣が指定する仲裁機関は、現在、日本知的財産仲裁センター及び(社)日本商事仲裁協会である。したがって、日本弁理士会を母体の一とする仲裁センターは、弁理士にとって活用活動すべき最も身近な紛争解決の場である。

多数の鑑定事件を扱う弁理士は、紛争防止のみならず、紛争解決の最前線にいる。センター調停は、いわば、鑑定と訴訟との間にあり、弁理士は紛争の予防及び解決のために主導的に乗り出すことができ、またそうあることが望まれている。

すなわち、仲裁センターは、すべての弁理士が代理人として主導的に知財紛争を解決できる唯一の場であるということである。

センター調停の手続は簡単である(パテント、2003、Vol. 8、39~44頁、内藤義三著「日本知的財産仲裁センターの調停は”とっても”簡単です!」参照)。調停・仲裁手続規則は補則を含めて全50条であるにすぎない。その上、事務局や仲裁センター運営委員会は、弁護士であろうと弁理士であろうと、不慣れな代理人のために万全の相談支援体制を敷いている。いうまでもなく、調停人は、公正中立であり、知財の専門家であり、弁理士と共通の技術・法律上の基盤に立っている。また、事件管理者は、調停の申立があったとき、相手方の応諾を促し、その後は調停による解決が迅速に図られるよう進捗管理に当たっている。このような体制は、わが国に類例を見ないものである。

以上のとおり、完全でないといえども社会的制度として整えられ、また自ら設立した機関である仲裁センターが公認され、存在している今日、仲裁センターにおいて弁理士が紛争解決の主導的役割を果たすことは、社会の要請と期待に応えるためにも、喫緊の課題である。

以上

陽はまた昇るか

- 知的財産と日本経済 -



青谷 一雄 (春秋会)

1. はじめに

私の好きな歌に谷村新司の「陽はまた昇る」という曲がある。ご存知の方もいるかも知れない。あるいは「陽はまた昇る」というと、昨年映画化されたVHS方式のビデオ開発秘話を思い浮かべる方が多いかもしれない。今回この「会員だより」の執筆依頼を受けたとき、最近私が興味を持っている「知的財産と日本経済」というテーマで何か書いてみたいと思った。そのときふと頭に浮かんだタイトルが「陽はまた昇る」だった。ただ、タイトルを「陽はまた昇る」とせずに「陽はまた昇るか」としたのは、「陽はまた昇る」(日本経済は再生する)と確信をもてるかどうか問いかけてみたかったからである。

2. 知的財産

最近、知的財産という言葉をよく耳にする。知的財産とは、人の知的な活動から生まれた技術上の情報や営業上の情報・信用などの財産をいうと説明されている。知的財産に伴う権利としては、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、不正競争防止法上の権利や半導体回路配置利用権がある。

知的財産も財産の一種であるから一般的な財産である金銭や土地建物、あるいは家具や自動車、家電製品などと同じように経済的価値を有する。経済的な価値を有するものであれば、そこには保護と活用という2つの側面がある。価値があるから保護するし、価値があるがゆえに活用しようとする。法治国家である日本では、財産は憲法をはじめ(憲法29条)、民法など様々な法律によって保護される。また、日常の経済活動において、使用・収益・処分されて活用される。

一方、知的財産は、特許法や著作権法、不正競争防止法等の特別法をはじめ、一般の財産と同様に民

法などの一般法によっても保護される。また、日常の経済活動において、使用・収益・処分されて活用される。ただし、知的財産の活用のされ方は、同じ使用・収益・処分といってもその内容は一般の財産と種々異なる面を有している。

ところで、知的財産の保護や活用を考える場合、知的財産も通常の財産と同じように日常の経済活動において活用されるものであるから、時代の流れや社会の変化の影響を受ける。というよりも時代の流れや社会の背景をベースとして成り立っている。昨年、大学で行われた民法及び民事訴訟法の基礎研修を受講したとき、民法の講師が「質屋」が廃れ消費者金融が繁盛した理由を民法の質権の規定に基づいて説明されており、妙に納得した覚えがある。

そこで、知的財産の保護や活用を考えていくまえに、知的財産のベースとなる科学技術が、20世紀から今世紀にかけてどのように進展してきたのか見てみたい。

3. 科学技術の進展

19世紀の末(1900年)に量子力学の基礎となる量子論が発表され、20世紀に入って量子力学や相対性理論などが提唱されて、20世紀は古典力学(ニュートン力学)に代わる新しい科学技術の進展で華々しく幕を開けた。量子力学は、19世紀末の製鉄業の発達に伴ない、高温の溶鉱炉の温度を測定するために黒体放射を研究したことに端を発している。

また、20世紀の前半には電子計算機理論が発表され、大型の電子計算機が開発された。また、20世紀の半ば(1948年)にはトランジスタが発明され、ICやLSIなどの半導体素子が急速に開発されていった。さらに、20世紀の後半(1978年頃)にはパーソナルコンピュータが開発され、その後インターネット

トと共に急速に普及していった。

20世紀の初頭に進展した量子力学は、19世紀の終わりに既に芽生えていた。21世紀に進展する科学技術も20世紀の終わりに既に芽生えているに違いない。

思うに、21世紀はパーソナルコンピュータやインターネットなどの技術に裏付けられた情報技術（IT）の時代になるのではないかと。情報技術（IT）が社会の変化に及ぼす影響は計り知れないものがある。現在でも自宅にいて世界中のあらゆる情報が取得できるようになりつつある。また、21世紀中には自動車はすべて燃料電池式の電気自動車に変わり、電気自動車には情報端末としてのコンピュータが搭載されるようになるかもしれない。さらに、電気自動車は情報の受け手だけでなく、情報の発信基地になっているかもしれない。そして、必要な情報は、誰でもいつでもどこにいても入手できるようになるユビキタス（ubiquitous）社会が実現しているかもしれない。

4．日本経済

このような科学技術の進展が予想される一方、現実には目を移すと、日本経済は高い失業率・倒産件数の増大・株安・財政赤字・銀行の自己資本比率の低下などの諸症状を呈する長い平成不況を抜け出せずにいる。かつて、日本経済は、加工貿易立国の国是のもと高度成長を果たした。その後、平成に入って中国などの追い上げを受け、産業の空洞化などを招き疲弊した状態にある。

この疲弊した日本経済を再生させる原動力となるものは、21世紀に進展が予想される情報技術（IT）などの最先端の科学技術であることは間違いない。ただし、最先端の科学技術は、知的財産として保護され活用されてはじめて力を発揮することができる。知的財産はその特質上保護されなければ誰でも自由に利用することができ、瞬く間に模倣される。この模倣は国内のみならず、国際的に行われる。知的財産の1つである特許は、新規な技術を公開する代償として独占排他的な権利を付与して模倣から保護する。

日本経済が再生するためには、新しい科学技術の

開発と共に製品化を図りつつ、新しい科学技術などを知的財産として保護活用し、しかも知的財産を保護活用するための国際的な競争に勝っていくことが必要である。

そのためには、日本人は知的財産の国際的な競争においてフロントランナーとしての意識を持たなければならない。知的財産の国際的な競争に勝つためには、常にトップでなければならないからである。レースの先頭に立ち常にレースを引っ張っていくという気概を持ち続けることが必要である。月並みな言い方をすれば、チャレンジ精神、フロンティア精神を持ち続けることである。日本は今までも既に新しい科学技術の開発や製品化を達成してきた。しかし、そこにあったのはあくまで欧米に追いつき追い越せというセカンドランナーの意識にすぎなかった。これからはセカンドランナーの意識では国際的な競争に勝つことはできない。

かつて、日本は、黒船の来航に端を発して明治維新を経験し、又第2次世界大戦における敗戦の荒廃からの復興を経験してきた。明治維新をもたらしたものは一言でいえば、古い幕藩体制のままでは欧米の列強に敗れ植民地化されるという危機感ではなかったか。また、第2次世界大戦における敗戦からの復興を可能としたのは、民主主義の下、努力すれば誰でも報われるという向上心ではなかったか。

今、日本経済を再生させるために必要なものは、世界のフロントランナーとして失敗しても諦めずにチャレンジしていくというチャレンジ精神ではないか。そして、チャレンジすれば道が開け必ず成功できるという確信を持つことである。

5．最後に

日本経済が再生できるか否かは、日本人ひとりひとりがフロントランナーとしての気概を持てるか否かにかかっている。すべての日本人が競争する必要は勿論ないが、少なくとも新しいものにチャレンジする人々を評価し応援する精神的な風土を醸成する必要がある。いまからでも遅くはない。「陽はまた昇る」と確信して。

以上

2003.9.15：阪神甲子園球場



辻田 幸 史 (春秋会)

最初に断っておきますが、仕事はちゃんとやります(つもり)。

あ～長かった

タイガースが18年ぶりにリーグ優勝しました。前回の優勝は1985年(昭和60年)です。1985年を覚えておられますか、日航ジャンボが墜落した年です。皆さん何をされてましたか、私は大学3年生、学生実験を適当に終わらしてはヘルメットとメガホンもって球場通いしてました。あの年は21年ぶりの優勝でした。それ以来の優勝です。タイガースファンの皆さんおめでとうございます。万歳万歳。

昨年よりタイガースは闘将星野仙一監督を迎えました。去年はワールドカップによる変則日程が組まれた6月によもやの(予想通りの?)失速をしました。しかし、昨シーズンオフに伊良部,カネ(金本)という投打の主軸となる選手を迎え入れ、2003年はホンマにやるかもと思わしてくれてましたが、本当にやってくれました。

ネバサレの快進撃

しかし今年は強かった。とにかく甲子園でやたらと強い。特にGに襲い掛かる姿は凄かったし頼もしかった。強いタイガース見たさに各球場(除:広島市民)に足を運びました。6月15日の甲子園TGでのツル(片岡)の延長10回サヨナラ打1X-0の試合はもう無茶苦茶嬉しかった。ツルの他にも夏のロード明け最初の甲子園TGでの1回裏のカネの逆転3ラン、翌日の41歳トラ(広澤)の二打席連続の一発は今思い出してもゾクゾクします。

胸上げ見るで!

さて、そんなこんなで7月18日にマジックが点灯

した頃から、今年はナマで胸上げを絶対見ると、高校時代の観戦仲間と誓いました。思えば去年の9月24日、甲子園のライトスタンドからGの胸上げを彼と見ました。タイガースがサヨナラ勝ちしたにもかかわらず、マジック対象の燕(だったかな)が負けたためGの優勝が決まりました。勝利の六甲おろしが終わってからGの選手がベンチから出てきてマウンド付近で原監督を胸上げするのを悔しく見ました。ラジオかテレビかで「タイガースファンからも拍手が起こってます」といってたらしいのですが、そんなことする虎党はおらんかったと思います。少なくともライトスタンドは「はよやめんかい!」の大ブーイングでした。

7月はじめ、甲子園TGを彼と見に行く途中、梅田のとあるチケット屋で9月15日のアルプス自由席券が4800円で売られているのを見つけました(定価2200円)。「どうする買おとこか?」という話になり、7月の快進撃からすると「15日やと優勝決まったあとやるからどっちでもええけどまゝ買おとこか。」ということになって買いました。今年から甲子園の指定席券の販売方法が変わり、春先にTGを除く全試合の指定席券が売り出されることになったのですが、今年はタイガースファンの期待の現われか、その時点で9月15日の指定席券は既に売り切れていたのです。このようにして買ったアルプス自由席券がまさかプラチナチケットになるとはその時は思ってもいませんでした。

頼むでしかし!

9月7日、甲子園でベイに勝利してM5。タイガースは神宮,ナゴヤの6連戦ロードに出ました。今度甲子園に帰ってくる15日には優勝しとるのか、としみじみ思いながら球場を後にしました。ロード6連

戦のチケットは全て入手できていたので、甲子園での胴上げが見れないのは残念やけど、どこかで胴上げを見れるとその時は確信していました。ところがまさかの
で5敗1分。「ええかげんに決めてくれな仕事にならんやないかい」と心の中で叫びながら、翌15日、M2でタイガースは甲子園に帰ってきました。



(2003.9.9 神宮球場：西出眞吾先生撮影)

疲れもぶっ飛んだ感動フィナーレ

当日は、14時開始の甲子園でタイガースが鯉に勝ち、16時開始の浜スタで燕がベイに負ければ優勝という条件でした。何せ前日まで5敗1分なので、今日はないかもという気持ちもありましたが、甲子園での勝率を考えるとありえるかもということでもたってもいられなくなりました。また、甲子園では異例の事態で前日の朝に当日の自由席券が売り出され、徹夜で千人が開門を待っているという情報を新聞でキャッチ、これは急いでいかなければと開門(8時)前に甲子園に行くことにしました。

朝の7時半、甲子園に着くと、そこは1,3塁側アルプス自由席とレフト側外野自由席の開門を待つ人々……。加えて、翌日16日の自由席券を買うために並んでいる人々……。1塁側アルプスよりも3塁側アルプスの方が人数が少ないことはわかっていたので、良席をゲットするためにそちらに並びました。

8時開門でもスタンドに陣取れたのは8時半、それでも視界良好の席を確保できました。しかし、そこから試合開始まで5時間半が長い長い。眠たい、暑い、することないの三重苦に耐えながら待ちました。

14時試合開始。鯉に2点先制されるも、5回にオキ(沖原)のタイムリー、8回にツルの完璧な一発で同点に追いつくと、球場は最高潮に達しました(今こうして書いていてもゾクゾクする~)。そして9回裏、モンキー(藤本)のヒットを足がかりに1アウト満塁でレッド(赤星)の登場。打席に入るレッドに監督自らが耳打ちする姿、唸り上げるようないけいけの歓声、ベイが燕に4点先制されるもひっくり返したとの情報、たぶん観客はみな勝利とその日の胴上げを確信してたと思います。そして初球!...もう球場全体が間違いなく揺れてた。

レッドのサヨナラ打でM1、あとは燕の勝敗次第。約2時間、スコアボード横の大型画面に映し出される浜スタの試合を観戦。たぶんカープファン以外は誰も帰らなかったと思う。想いは皆一緒。がんばれベイスターズ、今年はホンとお世話になりました、ありがとうございます!最後の打者の真中が倒れるのと同時にジェット風船が飛び交い、グラウンドに目をやると選手が飛び出してた。監督の胴上げ、飛び跳ねてる選手たちを見ると涙がとまらなかった。

ツルの真実

最高の出来事は21時前に球場を後にして終わりましたが、その後は各テレビ局の特番チェックに大忙し。ツル曰く「この際ゆうとくけど、俺の実家は檜風呂ちゃうし、FAの金でリフォームもしてへん」(これ、わかる人にはわかる)。時間を忘れて延々見ました。

最後に断っておきますが、仕事はちゃんとやります(つもり)。

釣りの思い出

増田恒則（春秋会）

私がまだ川崎市登戸のアパート住まいの頃、大学時代からの友人と、キスやイシモチなどを狙って湘南海岸によく投げ釣りに出掛けました。何度か通いましたが、なかなか良い釣果は得られませんでした。そんな時、近くの釣り人との話の中で、真鶴では石鯛が釣れるらしいという話を聞きました。石鯛といえば、強烈な引きが魅力ですが、滅多に釣れない幻の魚といわれている魚です。早速、道具を用意し、友人と真鶴に行ってきました。真鶴半島の先端に三ツ石という離れ岩礁があり、干潮時には潮が引いて歩いて渡ることもできます。石鯛釣りの餌は、サザエ、トコブシ、ヤドカリなどいずれも高価なものです。何度か真鶴に通いましたが、結局一尾も釣ることはできず、正に幻の魚です。

そこで、もう少し足を延ばして東伊豆の城ヶ崎海岸へ行ってみることにしました。ここの海岸は海へ突き出した磯場がいくつも連なり、その一つ一つに名前が付けられています。磯釣り発祥の地と言われる八幡野、海の吊橋などで知られたところです。ここにも何回も通いましたが、なかなか目的の魚は釣れません。サイツナという磯で、やっと小さいながら、2尾の石鯛を釣ることができました。石鯛の当たりは、三段引き（一段目と二段目はゴツゴツという当たりで、三段目で大きく竿先が引き込まれる）と言われ、正にその名の通り、三段目の引きで竿先が大きく引き込まれ、思わずやったーと心の中で叫びました。

同じくサイツナの磯で、蟹を餌にブダイを狙っていたところ、コツコツと小さな当たりがあり、なかなか掛かりませんでした。何度か目でやっと掛けることができました。これはかなりの大物で、引き寄せて魚が空中に釣り上げられた瞬間（断崖絶壁のため釣り座からは見えません）、竿が大きく傾き、前

につんのめって危うく海に転落するところでした。友人の助けを借りて上がったのが、44cm、1.75kgの私にとっては初めての大物でした。この魚を網に入れて、磯際まで持って下りるときには、足がガクガクとふるえました。この魚を網に入れ海に浮かべていたところ、繋いでいたロープが外れて沖へ流されていくではありませんか。初めての大物が流されていくー、どうしよう、とあわてました。幸い近くで浮き釣りをしていた釣り人が釣針を網に引っかけ引き寄せてくれ、助かりました。

城ヶ崎海岸の磯での釣果は今一つでしたので、今度は下田まで足を延ばしてみることにしました。どうせなら渡船で沖磯まで行ってみようということで、渡ったのが、トイ根（トヨ根）という磯でした。この磯はなかなか渡ることができない一級磯です（後で知りました）。さすがに魚影が濃く、コマセを撒くとけっこう大きな魚が寄ってくるのが見えます。30cm級のメジナ（グレ）が沢山釣れ、喜んでいました。ところが、後から渡礁してきた別の釣り人が、カゴ釣りで潮流に乗せて沖まで流し、上げてくる魚は40～50cm級の大型ばかりです。当時はカゴ釣りなどという釣り方を知らず、仕掛けも持っていませんでしたので、ただ唾然として眺めているばかりでした。

中木の太根で磯釣りをしているときのことです。この太根には猿が生息しており、餌づけされています。昼時になり弁当を開いていると、猿が近くまで下りてきて、こたらをじーっと睨んで、すきあらばと弁当を狙っている様子です。そこで、弁当の残りを投げてやると、上手に受け取り立ち去って行きました。この太根は、石廊崎の船着場からの遊覧船のコースにもなっています。

石取根の田牛向かいという釣り座でのこと、良い

潮が流れており、コマセがきいてイサキをたくさん釣ることができました。昼ころ渡船が近づいてきて船頭が何か言っているのですが、波の音や船のエンジン音にかき消されてよく聞き取れません。まだ釣れていたなので、そのまま釣りを続けていると、もう引き上げるとのこと、慌てて撤収することになりました。久しぶりに楽しい釣りができ満足できました。

この他、南伊豆で行ったことのある磯は、下田沖磯で有名な神子元島、横根、沖横根、中木の白根、大瀬の大根、ウノ根などです。

たまには、遠くまでいってみようということで、八丈島に行ってみることにしました。八丈本島にも良い磯はありますが、八丈小島の回りにもよい磯が点在しています。この内、中根という磯でのこと、ある釣り人が50cm級のメジナを何尾か釣った後早上がりして帰ったので、今度は私がその釣り座に移ってメジナを狙うことにしました。しばらくする

と、浮きがスパッと海中に沈み、合わせると、ググッと大物の引きです。これは大物のメジナだなと期待して、慎重にやりとりして上げたところ、残念ながらメジナではなく、ニザダイ（通称サンノジ）でした。その後も、メジナは釣れず、ニザダイばかりで残念でしたが、大物の引きを堪能することはできました。

八丈島は、羽田を朝一番の飛行機に乗ると、空港まで釣り宿が出迎えにきており、朝二番の渡船で磯に渡ることができます。そして、夕方近くまで磯釣りをし、最終便に乗れば日帰りすることもできます。私にはもったいなくてできませんでしたが、実際このような釣り人もいます。

このごろは、以前のように、度々伊豆や離島まで磯釣りに出掛けることはできませんが、年に2回程、友人の弁理士と南伊豆に釣行しており、毎回楽しみにしています。

携帯電話雑感



北島恒之(春秋会)

(その1)

近頃の流行なのでしょうか、電車に乗ると必ず「車内における携帯電話のご使用は、云々…」という車内放送を耳にします。たしかに、辺り構わぬ傍若無人の通話は困りものですが、私の場合、車内での携帯電話の使用を目にすると、未だに、曰わく言い難い一種の驚きが「へえー…！」という感じで湧いてきます。

十数年以上の昔、携帯式電話と言えば、今では、知る人ぞ知る電電公社の『ショルダー・ホン』を指した時代、私は、当時在職した通信機メーカーの社内で、スペクトルアナライザーや電界強度計などの測定器を載せた台車をゴロゴロと押しながら電測試験を行ったり、瀬戸内海沿岸の某製鉄所のだだっ広い敷地をお借りして、基地局サービスエリアの切換処理であるローミング処理の実験などを行っておりました。



【写真は、携帯の元祖とも言うべきショルダー・ホン。当時においても、さすがに、これを日常的に持ち歩く人はいなかったと思います。まさに『コンパクト』ですね。】

空中線出力が数十ミリワットのような小電力無線で、さらに端末が移動しているような状況では、電

波の伝搬状況が、移動の具合や周囲の地形地物、或いは端末位置など様々の要因によって極端に変化してしまいます。例えば、良好な感度に満足した通話者が何気なく振り向いたとたんに通話リンクが切断されてしまったり、電波を全く拾えない状況なので建物の中に入ったら(「出たら」ではない!)、電波がガンガン入感してきたなどという摩訶不思議な体験は日常茶飯時でお目にかかりました。

まあ、こんなことを続けていたためか、小電力の移動無線端末を使って普通の加入電話のように発呼・着呼・通話を確実に成し得ることは、奇跡に近いものであるという認識が脳の中に刷り込まれてしまったのでしょうか。このため、時速100km近い速度で走る車両の中で、筐体容積が僅か100ccにも満たない端末を使い、恰も繋がるのが当然という顔つきで通話している人を見かけると、今でも無意識の内に、先ず「へえー…！」と唸ってしまう次第になったわけです。

ところで、着呼したときの、あの何となくオタオタと慌ててしまう雰囲気はどうも馴染めず、私は、未だに携帯電話を使用しておりません。ひょっとすると、測定器を載せた台車をゴロゴロ転がして、散々苦勞した記憶が一種のトラウマ(?)になり『携帯電話拒否症候群』に罹ってしまったのかも知れません。

(その2)

携帯電話をはじめとして、現代社会で隆盛をきわめる無線通信技術も本格的にその利用が始まってから僅か百年程の月日しかたっておりません。ご承知のように、マルコニーによる大西洋横断の無線通信実験が、カナダのニューファウンドランド島(送信側)と、イギリスのコンウォール半島(受信側)との間で行われたのは1901年12月12日のことです。

当時は、トランジスタはもちろんのこと、真空管さえ実用化されていない時代でしたから、送信機にはインダクションコイルによる火花放電発生器が使われ、受信機にはニッケル粉をガラス管に詰めた(水銀を使用したとの説もあり)コヒラー検波器が用いられました。



【写真は当時マルコニーが使用した機器のレプリカ。向かって右がコヒラー検波器】

当然、音声信号で高周波信号を変復調するなどという高級技は望むべくもなく、モールス符号で高周波信号を断続させて送信を行ったようです。送信に使われた符号は、アルファベットの「S」つまりモールス符号の短点3つ、即ち「...」であり、当日は、この「トトト」の繰り返しを数秒間隔で数時間に亘り送信したと伝えられています。

このとき、大西洋の上を「トトト トトト ~」という信号が、ふらふら飛んで行ったことを想像すると何とも愉快的気持ちになります。実際、火花放電を電鍵で直接に断続させてASK (Amplitude Shift Keying)を行うという、今から考えれば、何とも荒技の変調方式(?)なのですから、現在のA1電波のように綺麗な単一周波の搬送波など、どう転んでも出てくるはずがありません。単に、「ガリガリ...」という耳障りな空電ノイズを「トトト トトト」という間隔で、空中に振りまいていただけのことです。このようなノイズ信号が、当日は、北大西洋上を西から東へ、ふらふら飛んで行ったと言う表現が、ま

さに、ぴったりではないでしょうか。

なお、マルコニーが使ったアンテナは、進行波による励振を利用したいわゆるロングワイヤーアンテナであり、百数十メートルの長さの空中線を凧に繋留して用いたようです。因みに、カナダを送信側とし、イギリスを受信側と設定した理由は、ニューファウンドラント島が強風で有名であり、凧揚げに最適であったからという俗説が有りますが、話が出来すぎていて、いささか眉唾的な感じがしないでもありません。

(その3)

最後に懺悔談義を一つ。私がメーカーに居た頃、いわゆる素人さんから「なんで、電信柱の上に付いている携帯やPHSの基地局にはツノが2本有るの?」という質問をよく受けました。こんなときには説明するのが面倒なので、いつも「1本は送信用、もう1本は受信用!」と手短かに答えてごまかしていたものです。この回答には妙に直感的な説得力が有ったようで、みなさん「なるほどねー!」と納得していらっしゃいましたが、無線工学の知識がお有りの方にはお判りの如くこれは大嘘です。

実際には、1本が送受信を兼ねており、もう1本が受信専用になっています。受信アンテナを2本設ける理由は、直接波や反射波の干渉等により受信点が離れた場合に電界強度が異なることを利用して、より強い受信電波を選択するスペース・ダイバーシティ(space diversity)を行っているためです。昔、私の説明を聞いて納得した方が、何かの縁で本誌を御覧になった節は、改めて、この紙面をお借りしてお詫び申し上げます。

以上

「娘、はや7歳」

細田 浩一（稲門弁理士クラブ）



今、目の前で毛づくろいをしている猫。名前を「びーちゃん」という。

名前の由来はごく簡単で、彼女（メスなので。）が家に来た時、「びー、びー。」と鳴いてばかりいたというだけのこと。その姿を見て、私の母が「びーちゃん」と呼ぶようになり、家族にも「びーちゃん」が定着したのだった。

もう慣れたので「びーちゃん」以外にふさわしい名前は思い当たらないのだが、冷静に考えてみると、あまり上品な名前ではない。思えば、私の実家で暮らす猫は、この「びーちゃん」を含め3匹とも、家にやって来た時の鳴き声に由来した名前が付いている。一番年上は「みよん」という。彼女も「みよん、みよん……」と、不安そうな声で鳴いていたので、やはり母が「みよん」と命名した。そして、「みよん」の娘である2匹目は、母猫に顔がそっくりだからということで、私の姉に「みにみよん」と名付けられたのだった。

「みにみよん」には、3匹の兄弟姉妹がいた。ところが、とても5匹も飼いきれないということで、地元タウン紙に「子猫差し上げます」の記事を出したところ、3匹が飛ぶように貰われていき、4匹目も「欲しい」と言われれば差し上げるつもりだったのに、たまたま貰い手が付かなかったので我が家に残ることとなった。しかし、母猫「みよん」にとっても、また私の家族にとっても、4匹ともいなくなるのは寂しかったので、ちょうど良い結果だったのかもしれない。

「みにみよん」が生まれたのが、私が高校を卒業する頃だったから、「びーちゃん」の登場は、それからちょうど10年後ということになる。

私が会社に就職してから4年が経ち、まだまだ一

人前とは言えないまでも、ようやく周りが見えて心の余裕が出てきたという時期に、私は山形県の酒田市という所に断続的な長期出張をしていた。

酒田といえば、日本酒が好きな人なら「初孫」の土地だとわかるかもしれない。また、登山好きなら「鳥海山」でピンと来るだろうか。夏スキーの「月山」も近くにあるし、飛鳥（とびしま）を知るアウトドア関係者も多いことだろう。鉄道好きには「特急いなほ」の停車駅ということで……。

もうちょっと続けると、写真家の「土門拳」や、地主の「本間家」、NHKドラマ「おしん」にもゆかりがある。派手さはないものの、心安らく土地であり、私は大好きだ。ここまで読んでくれた方がいるとしたら、何かの縁だと思って、ぜひ一度訪れてみて欲しい。

さて、「びーちゃん」と酒田の関係に戻るが、実は彼女の出身地が酒田なのである。

社用車で、同僚とともにホームセンターから作業現場に戻る途中、赤ん坊の泣き声とも思えるほどの大きな鳴き声が聞こえてきた。ちょうど、通り雨が強く降っていた時だったので、そこに何がいるのか



把握できるまでに時間がかかったが、黒っぽい柄の子猫が、母親を求めのように道路脇の草むらで、大声で鳴いていたのだった。猫には反応しやすい私は、車を路肩に寄せることもせず、子猫の脇で停車し、車を降りて子猫に近寄った。

子猫が警戒して逃げってしまうのを心配して、腰をかがめてゆっくり近づいたのだったが、まだ目がよく見えていないのか、子猫は全く逃げることもせず、ただ大声で鳴き続けていた。背後では後続車のクラクションが鳴り響いていたが、助手席にいた同僚が運転席に移り、その場を取り繕ってくれていた。

さあ、ここからどうするか困った。自分の置かれている状況を冷静に考えれば、この子猫を作業現場で飼うわけにもいかなければ、旅館に連れ帰って飼うわけにもいかない。自宅に宅配便で送れば、文字通り『クロネコ宅配便』になるが、そういう問題ではない。とりあえず、作業現場のプレハブ小屋に連れて行くことにし、それから何日間かは、仕事の合間に、同僚と交替で子猫の世話をすることになった。

数日後、自宅に電話をしてみた。2匹飼っている猫が3匹になっても良いかと、必ず反対する父を避けて猫好きの母に聞いてみた。

母は、断固として反対したが、私は半ば無理やりに、東京で貰い手探しをすることを約束し、子猫を自宅に連れて行くこと母に伝えた。そして、次の週末に、電気アイロンの入っていた小さな空き箱に新聞紙を敷き詰め、その上に子猫を寝かせ、新幹線で帰京した。

その年の夏休みは、子猫にミルクを飲ませながら、電気関係の資格試験のための勉強をするという、妙

な一週間を過ごすこととなった。

夏休みが終わっても出張は続いてしたが、1～2週間ごとに帰京するたび、子猫の成長振りには驚かされた。片手に乗るほどの大きさだったのが、次に会う時には家の階段を難なく上り下りしていた。そして、家で飼われていた2匹の先輩猫にも喧嘩をふっかけるなど、いつの間にか、我が家でいちばんの暴れん坊猫にのし上がっていた。

「びーちゃん」はメスなので、「暴れん坊猫」ではなく、せめて「お転婆猫」とでも言わないと失礼なのだが、当初は母の素人鑑定により、オス猫ということにされており、オスだから性格が荒っぽいのだということで皆納得していた。そのため、当初の約束どおり貰い手探しをする段になっても、近所のスーパーに「元気なオス猫です！」という張り紙を掲示してしまっていた。張り紙を見て、実物の「びーちゃん」を見に来た父娘親子もいたのだが、あまりの「お転婆」というか、やっぱり「暴れん坊」というのがぴったりの振る舞いを見てか、「可愛いんですけど、家内を説得しないといけないので。」という丁寧なお断り言葉を残して帰って行った。

結局、「びーちゃん」の貰い手は付かなかった。「顔が悪いもんね。あれじゃ貰い手は付かないよ。」と、母も父も姉も口を揃えて言っていた。確かに、黒と黄色と茶色の迷彩模様のような「むちゃむちゃ柄」が体から顔まで続いていて、どことなくギャングっぽい。しかし、愛着を持って眺めてみると、なかなか可愛い顔をしているものだ。

こうして、「びーちゃん」も晴れて正式に家族の一員となったのだった。

弁理士倫理委員会委員長の記



小池 龍太郎（稲門弁理士クラブ）

1. 本屋の店先には倫理に関する本が幾つも並べられるようになった。私の書棚にも、著者からの寄贈本のビジネス倫理、技術者倫理といった主題の本が4冊も、私が30歳前後に読みふけたモンテニユの随想録のほか、いずれも弟子たちが師の教えについて平易に書いた書物である、新約聖書、正法眼蔵随聞記、歎異抄などと一緒に並んでいる。
 2. 倫理（エシックス）と道徳（モラル）とは洋の東西を問わず言葉こそ違っているが、おおまかに言って同義語と解してよいと倫理学の教科書にあることだし、日常の言葉使いもそのようになっている。孔子や孟子といった大昔の聖人仁徳者にとってはごくごく自然に徳行ができたのであろうが、私のような凡人にとっては、努めて徳行するのであって、加えてとっさのときなど善い行いが何気なくできるということなど至難な業というほかはない。まことに、モンテニユの言うように、徳とか善とかの行いというものは、する者にとって、極めて残酷なもので、残酷さのない徳行は考えられない。
 3. 技術士という制度は、イギリスの Chartered Engineer にならって科学技術庁が創設した制度である。世界的に専門職業人の生涯教育（Continued Professional Development）が言われて、これに文部省が取り組んでいたところ、両省庁の併合が決まったあたりから、CPD の試行が(社)日本機械学会に委嘱され、そこでのカリキュラム“技術者倫理”の講師陣の一人として、CEng である私は世界の職業人の倫理を勉強する立場となっていた。そんなことが、丸島儀一、木下實三両氏に続く三代目委員長に推された理由にあるようだ。
 4. 日本弁理士会会員は、特段の事情がない限り、会務の依頼を断ることができないとする倫理規範がある。本年度弁理士倫理委員会の諮問事項には、倫理事例集の作成、他の士業との比較、倫理研修の今後の進め方などを検討することがあり、このほか複数件の、会員からの問合せにお答えする処理を済ませた。この種の問合せをされた方々とお話をすると、日本弁理士会もしくは弁理士倫理委員会からの書面による回答を求めておられる。が、担当副会長は倫理が極めて人の内心の問題であって、一元的な答がないことを言われるし、成文規程に照らして違反するか否かの判断以上のことはしないとす立場をとっている。あまんなじくな私は、それでは会員がお困りであろうことを推察し、私ならばとるであろう行動を私的に速やかにお伝えすることとしている。この種の相談が、従業員である弁理士をかかえている事務所の所長さんからのときには、なんで御自身で判断されず、他者の意見まで求めてこられるのか、自律性はどうなっているのかという思いをもたせるときに、そうしている。相談の中には、よくあることだが、真の発明者でないものを発明者に加えたため、後の両当事者間での争いに悩まされるといったものなどがある。
- 弁理士倫理講座（新人研修を含む）の講師を正副委員長は務めなければならないから、言うなればお断りのできない残酷な目に会うことになり、そんなことさせるならやめさせてもらうとまで言い出す某クラブ推薦の副委員長もいて、この人を説得するというおまけの苦行までついていたのが倫理の委員長という立場である。

5. もうすでにほとんどの会員が受講済みの、新弁理士法下での義務研修で配布されたテキストは、初代丸島委員長（稲門弁理士クラブ）が短時間でまとめられたものを基礎とし、二代木下委員長が並べ替えと表の追加をされたものである。私はその誤植を訂正して、二月開催の新人研修でも使用することとした。

この義務研修を受講案内では受講につとめるように勧めてはいるが受講しないときの罰則規程は明らかでない。また講義に対する質問は受付けないとしている。この理由は、どうやら、講師が答に窮すること、質問ではなく長々とした意見陳述となる恐れがあって、そうでなくてもテキスト全部を説明できない時間不足の弊害を心配してのことのようである。私は講義の終わりに意見や質問を事務局に送って欲しい旨を申し上げたところ、ある弁護士弁理士の方から貴重な御意見を頂戴できた。なんとこれ以前にはこの種のお便りは一つもなかったという。御指摘の中には、利益相反行為の限界事例の説明以外に、もっと大切な、会員各自が認識すべき事例があるではないかとする趣きのことがあった。仰せの通りであるが、弁理士倫理委員会関係者の大勢は法、会則、会令に触れていなければ良いとする立場をとる。ノーベル平和賞の佐藤栄作総理が「政治家は法律に違反しなければよい」と豪語されたその名残りが支配的であるとすると、「法は道德の最低限」というローマ法の法諺に照らして、極めて低いしきい値となっていることを憂慮する。三百代言といわれた百年ほど昔の弁護士は、徹底して性悪説に立ったと思われる倫理諸規程をもっているのと同様に、弁理士制度は、その名前から理を辯ずるのではなく辨えるものとし、性善説に立った制度を定めてくれたようで、義務と罰則とがきちんと対になっている制度規程は作られていないし、大局的にはそれで十分に間に合っていたと私には見える。

6. 特定侵害訴訟の代理権が条件付きで弁理士に与えられることとなり、必須である能力担保研修には法曹倫理という特許庁が用意した特別なカリキュラムが設けられているが、それに加えて、付記登録した弁理士にはさらに弁護士会の制度にならって義務研修を課すべきとする意見が、弁護士、弁理士会研修所担当部会にあると聞く。

鐵道省が東京の電車(省電)を走らせていた頃、鐵道營業規則には禁煙の規程はなく、電車内は一行一文字の縦書き(つまりは右からの横書き)で「禁煙」としてあった。罰則などない。それでも私の幼少の昭和10年代には、電車内で煙草を吸う人などはいない禁煙慣習が何十年もかけての未定着していた。今言われている優先席や携帯電話の使用禁止もやがて前例のように定着するように私は期待する。区間が連続しない二つの乗車券を使うサツマノカミ只乗りは、はさみを入れた乗車券は途中下車を除いて鉄道施設外に持出してはならないとする規則に反して、かなり行われていたように聞く。もっとも昨今では自動改札集札機が普及して、入場記録なしの乗車券での出場ができなくなった。私はこれらの中に、真にユニークな日本的な文化が見えると感じている。規程がなくても定着して行く公序良俗と、不正行為ができない智慧の仕組みを考えていく我が民族の素晴らしさを見失いたくないのである。時代の変化のために、また、会員数が増していく日本弁理士会を思って、会の執行部門の一部では懲罰制度の強化で対処しようとしているやに見える。伝統的な性善説の立場を消してよいのだろうか。たとえば、アメリカの医科大学で卒業式にするヒポクラテスの誓いの儀式の類は、弁理士登録時に導入できないものなのであろうか。

7. 私の脳裡に今あることは、早稲田大学の恩師から教えられた松尾芭蕉の弟子の去来が書いた味わいのある薄い本、『去来抄』のことである。先人の教えがここでもまた鋭く指摘されている。今こそ現代の弁理士が百年前に制度を築いていった先人の性善説を継続して維持するという至難な営みを遂げなければならないと念う。

稲門ボウリング同好会

林 秀 男（稲門弁理士クラブ）

昨年12月11日（木）に開催された第26回日弁ボウリング大会においても、大方の予想通り、稲門弁理士クラブは、団体戦で第5位入賞（日本弁理士クラブは、5つの会派から構成されているので、第5位入賞とは、当然に最下位ということではあるが）という成績に終わってしまった。

私が「日本弁理士クラブ」という団体を初めて意識したのは、登録して1年が過ぎた頃に稲門弁理士クラブから「日弁ボウリング大会のお知らせ」のファックスが送られてきたときではないだろうか。もちろん、その当時、稲門弁理士クラブと日本弁理士クラブとの関係さえもよく理解しておらず、ただ登録年数が若い人は参加費用を補助してもらえするという理由から、この日弁ボウリング大会に参加したのであるが、それから今年で3年連続してこの日弁ボウリング大会に参加しているが、残念ながら、そのすべてにおいて、稲門弁理士クラブは、団体戦第5位入賞という結果に終わっている。

前回の第25回日弁ボウリング大会で、私が参加してから2年連続で稲門弁理士クラブが団体戦第5位入賞となったとき、他の会派のように、ボウリング同好会があり、そのボウリング同好会の活動の一環としてしっかりと練習をすれば、次回こそは団体戦第4位入賞以上を狙えるのではないかと考え、稲門弁理士クラブの幹事会で同好会発足についての議案を検討していただいた。そして、この議案が了承され、私がボウリング同好会の部長として本年度から発足第1年目の活動を始めることとなった。

発足1年目の本年度は、まず、近年の日弁ボウリング大会に参加していた稲門弁理士クラブのメンバーのボウリングのレベルをどのように高めていくかをメインテーマとして取り組んだ。具体的には、ボウリング場で毎週のように開催されているボウリング教室のように、稲門ボウリング同好会のメンバーの練習をプロボウラーに見てもらおうということ

を考えた。既に前年の成績を踏まえて、私自身がいくつかのボウリング場のボウリング教室に参加し、プロボウラーと知り合いになっていたこともあり、そのときに教えていただいたプロボウラーの中から教え方が一番良かったプロボウラーに、同好会の練習を見ていただくよう打診をし、快諾をいただいた。後から分かったことであるが、そのプロボウラーは、当時「スターボウリング」にレギュラー出演していた有名なプロボウラーであった。

本年4月から12月の日弁ボウリング大会の直前までに合計5回の練習会を行い、延べ40人程度のクラブ員に参加をしていただいた。練習の内容は、上述のように、ボウリング教室そのもので、プロボウラーが待機しているレーンに一人ずつ呼ばれて、打球フォーム、立ち位置、狙い所などをマンツーマンで教えてもらうというものであった。

現在、ボウリング同好会の構成員は、約15名までになっており、特に、稲門弁理士クラブの若手に多く参加をしていただいています。少なくとも日弁ボウリング大会で団体戦第5位入賞を脱出するまでは、稲門ボウリング同好会は、このようなボウリング教室形式の練習を続けていきたいと考えています。そのため、ボウリング同好会の練習に今まで参加することがない稲門弁理士クラブのクラブ員の参加を心よりお待ちしております。また、他会派のボウリング同好会とも、共同で練習会を開催したり、対抗戦などを開催したりできればと考えておりますので、今後とも稲門ボウリング同好会を宜しく願い申し上げます。

最後に、日本弁理士クラブが開催しているボウリング大会などのレクレーション活動を通して、新しく私達の仲間になられる新人弁理士や他会派の多くの先生方と交流し、そのような交流によって多くの先生が会派活動や日本弁理士会の会務などにも積極的に参加していただければと考えております。

便利な世の中？



近藤 史代 (南甲弁理士クラブ)

最近のパソコンの普及というか、技術革新には驚いてしまう。

私が事務所に勤め始めた頃(たった? 7年前)は、パソコンは数台しかなく、事務所のみならず、それこそ物理的に「共有」して使っていた。2年くらいして、各人に1台ずつという画期的な配置になった。もちろん、この時には、まだインターネットなんて未知の世界だったのに、ここ2、3年で、あっという間に「インターネット」「メール」が日常のものになってしまった。

クライアントとのやり取りは、まだまだファクシミリが優勢ではあるが、ちょっとした連絡や資料がカラーだった場合などには、瞬時に相手方に伝わる「メール」が役に立つ(相手方がすぐ開封するかどうかは別として)。

パソコン出願が導入されてからは、「5時までの特許庁に出しに行かなくちゃ。」という心配や郵便局まで出向いて書留を出さなければならない手間が減って、気持ち的にずいぶん楽になった。

特に、商標の仕事をする上で、「インターネット」は必須と言えよう。クライアントが使いたいという商標が業界で一般的に用いられている用語なのか、それとも造語なのか、以前は、辞書や新聞記事のような活字媒体を元に判断していたのが、今は検索エンジンを使えば、短時間で判断材料が揃う。また、以前は図形商標の調査依頼が来ると、妙に寒い弁理士会の地下まで行って、何日もかけてひたすら「手めぐり調査」をしていたのが、今は、特許庁のIPDLを用いれば、時間的・場所的制約を受けずに調査が可能である(但し、パソコンの画面を見続けているので、なぜか睡魔に襲われるという欠点はあるが)。

しかも、拒絶理由の中で、審査官が「識別力なし」の根拠としてホームページのアドレスを挙げてくる

ことが多くなり、インターネットを利用しないと、何をもって出願が拒絶されてしまったのか、よくわからない場合もある。審査官と同じ土俵に立つには、インターネットに接続せざるを得ないのである。

その上、事務所のみならず、私の場合、家に帰っても、夫が最近「パソコンおたく」と言いたくなるくらい、はまっていて、ケーブルテレビでインターネットができる環境にある(しかも無線LAN)。こうなると、事務所だけでなく、自宅でも十分仕事をする事が可能となった。いわゆるSOHOである。

もちろん、仕事だけではない。今、幼子をかかえて、ゆっくりウインドーショッピングができない私は、インターネットショッピングに惹き付けられてしまった。健康食品を始めとして、お茶、子供服、DVD等々... 先日もスニーカーの踵の内側がボロボロになって、「足が痛いんだよね」と子供に話していたら、あっさり「買えばいいじゃん」と言われ、「だって、買いに行く時間がないからさあ」と答えたものの、「あ、そーかー、インターネットで買えばいいんだよね」と改めて思い、早速注文してしまった。

ああ、なんて便利な世の中なんでしょう!!

しかーし、一方で、パソコンほど、やっかいなものはないのも事実である。

今でこそ、ウイルスにやられないよう、ウイルス駆除ソフトが使われるようになったが、今まで、何度事務所内のネットワークがウイルス騒ぎで止まって、仕事ができなくなったことが...(ウイルス駆除ソフトを入れても、いつウイルスが侵入するかわからないから、質が悪い。)しかも、事務所の私のパソコンは時々機嫌を損ねるらしく、ちょっと席をはずして戻ると、いつの間にか真っ青な画面になってフリーズしていたり、休み明けに電源を入れようとす

ると途中で画面が止まって立ち上がらなかったり...
なぜ? なぜ? と思っても原因不明なことが多い。
おかげで、こまめな「保存」が癖になってしまった。

自宅のパソコンにしても、夫がパソコンを使って、
子供を撮影したデジタルビデオを DVD へ編集する
作業に熱中したためか、かなり酷使されてしまった
パソコンがストライキを起こして、電源が入らなくな
った。去年の年末に購入したばかりというのに、

いきなり故障である。たまたま、故障の少し前に、
仕事のデータ等のバックアップを取っていたからよ
かったものの、そうでなければパニックに陥るとこ
ろだった。

パソコンは機械なのに、どう考えても、意思を
持っているとは思えない。

そんなパソコンに振り回され、いい子いい子とな
だめつつ、お付き合いしている毎日である。

血液型と弁理士



若原 誠 一 (南甲弁理士クラブ)

古い話になりますが、私が昭和59年に弁理士試験に合格したとき、同年度の新人研修において昭和59年度弁理士試験合格者及び昭和59年度の新人研修参加者の名簿を作成しました。このとき、冗談半分で、新人研修参加者の「血液型」を集計してみました。昭和59年度弁理士試験合格者は「88名」ですが、新人研修を受けていた人数はこれより少なく、名簿のサンプル数は70名弱です。

ところで、日本在住人全体の血液型分布は、大体以下の通りです。A型：O型：B型：AB型 = 4：3：2：1。さて、昭和59年度の上記名簿の血液型分布ですが、このとき面白い傾向があることに気が付きました。大まかにいうと以下の傾向となりました。A型：O型：B型：AB型 = 2.5：2.5：3.5：1.5。

「弁理士にはA型が少なくB型が多い」

ここで特徴的なのは、日本全体ではB型は2割しかいないのに、昭和59年度新人研修参加者には、3割以上もいたことです。逆に、日本全体ではA型は4割もいるはずなのに、昭和59年度新人研修参加者には、3割以下しかいなかったことです。この新人研修に参加した弁理士では、圧倒的にA型からB型への偏りがみられるということです。なお、この新人研修に参加した弁理士では、日本全体に対してAB型の弁理士は若干多くなる傾向があり、日本全体に対してO型の弁理士は若干少くなる傾向がありました。

しかし、統計学(確率論)からすると、弁理士4千数百人の中のうち、弁理士70名弱のサンプル数では、この程度の偏りが起きる確率はかなり高く、弁理士全体にわたって貫かれる傾向とは必ずしもいえません。もう少しサンプルを集めてみたいところではあります。とはいっても、その後、弁理士同士で

飲む機会に、余談で血液型の話ができると、なぜかA型比率が低くB型比率が高いことに驚きます。

また、私が弁理士になって開業する前の9年間に勤務した特許事務所は2カ所(東京)あります。最初に勤務していた特許事務所は男女9人の事務所でしたが、A型1人、O型4人、B型4人、AB型0人でした。次に勤務していた特許事務所は男女13人の事務所でしたが、A型1人、O型6人、B型4人、AB型2人でした。このうちのA型はいずれも事務担当の女性で、特許明細書書きや商標実務担当者にはA型はいませんでした。このことから、弁理士や十数人~数人規模の特許事務所つまり小組織では、A型の比率が低くB型の比率が高い傾向にあるともいえるかもしれません。

「士族や小組織でもA型比率が低くB型比率が高くなる」

他の士族、例えば、弁護士、税理士にも、酒の席で血液型を聞いてみたことがあります。サンプル数は少ないのですが、A型の比率が低くB型の比率が高いことに気が付きました。どうも弁理士だけでなく士族全体としてもA型の比率が低くB型の比率が高いようです。

また、私は中小企業家団体の役員もしているので、中小企業の社長と飲む機会も多く、このときにも血液型を聞いてみたことがあります。やはりサンプル数は少ないのですが、A型の比率が低くB型の比率が高いことに気が付きました。どうも士族や小組織ではA型の比率が低くB型の比率が高くなる傾向にあるようです。あるいは、「新しく開業する起業家」には、A型の比率が低くB型の傾向が比較的高いと言いつてもよいのかもしれません。

なお、AB型も、士族や小組織では若干比率が高

いようですが、B型ほど顕著ではないようです。

「大組織ではA型比率が高くなる」

では、弁理士の中で比率が低いとみられる、血液型A型の弁理士さんの何人かと話をしてみると、ある傾向にあることに気が付きました。名古屋のあるA型の弁理士さん数人と話をしてみると、この弁理士さんの事務所は数人の規模です。しかし、事務所を開業する前の勤め先は、全て大手企業の知的財産部でした。また昭和59年度の上記名簿からみると、A型の弁理士の勤務先は、大手企業知的財産部（特許部）や大手特許事務所であるという傾向が見られました。

したがって、大組織ではA型比率が高くなる傾向があるようで、A型の弁理士さんは、以前は大企業に所属していたなど、大組織と何らかの関連性がある人が多いようでもあります。

また、公務員にはA型が多いという話を聞いたことがあります。これは「連携型の仕事が多い大組織」にはA型が向くといわれていることと関連性があるのかもしれませんが。したがって、公務員である特許庁の審査官・審判官にはA型が多いと推測されます。しかし、特許庁の審査官・審判官には、個々人独立して行う独立型の仕事が多く、連携型の仕事が少ないと言われており、他の官庁に比べて、B型傾向が高いのだという話を聞いたこともあります。

また、私の周りの特許庁出身の弁理士さんにA型が多いとも必ずしもいえません。どうも定年まで勤めて弁理士になった方にはA型が多く、定年よりずっと前に特許庁を辞して弁理士になった方には、B型が多いようにも思われます。

なお、O型は、大組織でも小組織でも片寄らず、大体において3割前後の比率を保っているようです。

「歴史上の人物の血液型」

話は大きく変わりますが、織田信長、豊臣秀吉、徳川家康の血液型は何であったのか議論があるようです。現在明確なのは、血判が押された現存する古文書から、豊臣秀吉の血液型は「O型」であったそ

うです。織田信長の血液型は不明ですが、「B型」という推測は、その行状傾向から何となく納得がいきます。織田信長と行状傾向が似ていたといわれる、あの仙台藩の伊達政宗も、現存するミイラから「B型」であることが明らかだそうです。なお、偉人をミイラにするのは、奥州藤原氏に見られるように奥州の風習であったようです。

徳川家康は「A型」ともいわれますが不明です。でも「A型」であれば、「B O A」とバランスよくバトンタッチされて近世日本を建設したことになりますから、おさまりは良いように思われます。

以上の話は「組織のトップ」の血液型の話ですから、このトップが率いていた集団の血液型傾向は、トップの血液型と一致するとはいえません。この集団は、大組織でしたから、やはりA型が多かったのではないのでしょうか。

「血液型の医学的根拠」

以上の私の話は、私の周りだけで集めた事実に基づく話ですから、科学的に普遍性及び一般性があるというためには、もう少しサンプルを集めてみたいところではあります。また、以上の話は「統計的な傾向」ですから、70才以上の弁理士の群とか、親の後を継いだ弁理士の群とか、条件によっては、AB型が多いとか、B型が必ずしも多くないとかいった傾向が出てくるかもしれません。

また、血液型と性格または行動パターンとの間には、今のところ医学的根拠がないと言われていきます。血液型を決定する遺伝子と脳構造を決定する遺伝子との相関性が科学的に明らかにされれば別の話ですが。

私が海外の特許事務所に滞在していたとき、アメリカやドイツの弁理士と血液型の話をしたことがありますが、自分の血液型も知らない弁理士もいて、あまり話題になりませんでした。血液型の話が好きなのは日本国だけにかぎられるようです。

医学的根拠及び科学的根拠がないといえ、血液型の話が好きなのは日本の風土なのかもしれません。

「そんな中国に行ってきます」



加藤 真 司 (南甲弁理士クラブ)

私は来年、中国に留学する予定である。留学期間中には、多くの人と知り合いになって見聞を広めたいと思っている。そこで、中国語および中国特許法の勉強もさることながら、まずは「中国人」というものを理解してみようと思って本屋さんに赴いた。

すると、中国を解説する書籍がなんと多いことが。書店に並んでいるもの多くは、中国進出を目指す日本企業に対して中国(人)を説くものであり、合弁会社を設立して現地のマネージャーとなった日本人の苦労話などが紹介され、中国でビジネスを成功させるためにはどうしたらいいかが提案されている。それらには興味がなかったが、純粋に中国人を理解するという意味で面白そうな本を見つけた。「中国人の心理と行動」(園田茂人 日本放送出版協会 2001年)と「騙してもまだまだ騙せる日本人～君は中国人を知らなさすぎる」(邱永漢 光文社 2002年)である。

頼んだ仕事を期限になってもやっていない。そのことを指摘すると、白々しい言い訳をして決して非を認めない。役人は平気で賄賂を受け取る。公共の場所では決して順番待ちの列を作ることはない。親しいものには至れり尽くせりだが、見知らぬ人にはどうにかして搾取しようとする。

園田によれば、中国人を理解する上でのキーワードは、「面子(mianzi; ミエンズ)」「関係(guanxi; グアンシ)」「人情(renqing; レンチン)」である。

まず、中国人は、非常に「面子」を重んじる。「面子」は「自尊心; プライド」とも理解できる。よく、「中国では、レストランなどで食事をするときには

食器に食べ物を少し残すのがマナーだ」などと言われる。これには少々誤解があると思われる。正確には、人を接待するときには、その人が食べきれないくらいの食べ物を提供する、ということである。接待を受ける人が出されたものをすべて食べてしまったら、接待をする方はその程度のもてなししかなかったことになる、というのである。接待を受けるのに出されたものをすべて平らげてしまったら相手の「面子を潰す」ということになるのである。

日本でも「面子を潰された」などと用いる。しかし、日本と中国とでは、どうすると面子を潰すことになるのか、面子の価値基準が異なっている。園田によれば、中国人は、「個人の能力評価」にかかる面子に価値を置いているとのこと。たとえば、経済的な力が欠如していたり、個人的な能力が欠如していることを人前で指摘されたときに特に「面子を潰された」と感じるとのことである。そして、面子を保つための方法も中国人と日本人とでは違うとのことである。上述のように、中国人は個人的な能力評価に面子の価値を置いているので、誤らなかつたり、お礼を言わなかつたり、自己の権利や利害を主張することによって、自らの面子を保とうとする。これに対して、日本人の場合は、謝つたり、お礼を言ったり、自分の権利や利害を主張しないことによって、自らの面子の存在を維持しようとする。

中国人は、公共の場でも決して列を成して待つということをしなない。公共の場に平気でごみを捨てる。日本で言うところの「義理」というものを重んじず、少しでも自分にとって利益のある方へと動く。中国人の行動は、日本人にとってはとても利己的、自己中心的に映る。これも面子の価値基準の問題であると理解できる。ある精神分析家によれば「日本人の場合、相手の期待に添えなくてノイローゼになる

ケースが多いが、中国人の場合は逆に、相手が自分を理解してくれないと思ってノイローゼになるケースが多い」とのことである。日本人の場合は、面子の対象が自己の内面にあるのに対して、中国人の場合は、それが自己の周りの人に向かっているのである。また、少し話のスケールが大きくなるが「国家」と「個人」との関係について、邱が次のように述べているのも興味深い。「中国人が国家よりも個人の利益を優先させる習慣はいまにはじまったことではない。それは中国の長い歴史の中で国がどうやってつくられてきたかということと深くかかわっている。国家という言葉が示しているように、国は大きな家である。それは皇帝になった一族の家であり、その私有財産でもある。そこに住んでいる人の人権や財産などは当然のことながら権力者の一存で大きく左右される。国もまた家であるから、国は自分の利益を守ろうとする。国の利益と個人の利益が相反した場合は、権力を持った方の利益が優先する。国にはそもそも個人の利益を守るという観念がないから、個人の利益は個人で守るほかない。したがって個人が自分らの利益を守ろうと心がけるのは、国の成り立ち方から見てむしろ当然のことなのである。」「結局、中国人は国の束縛から逃れることばかりを考え、その束縛から自由になった分だけ自己中心に物を考える。」とのことである。中国人の利己主義が理解できるような気がする。

次に、中国においては、「関係」もまた重視される。よく、「中国は人治国家である」と言われる。「中国では、コネが最も重要」とも言われる。知り合いの人は待遇するが、他人には、非常に冷たい態度をとる。中国では何かをしようとするときに役所の許可が必要なことが多いが、ここでコネすなわち「関係」が物を言うのは言うまでもない。許可を得たければ「正面玄関から入って行って交渉しても無駄」などといわれ、なんらかの礼を送ることが常識とされている。

対役人だけでなく、対私人でも関係は重視される。自由市場主義下ではなおさらである。こんな話があるそうだ。ある人が十分な資金もなくレストランの

経営を始めようとしたところ、それを聞きつけた多くの親友が、レストランの立ち上げのために彼にいろいろな手助けをしてくれた。彼は、開業資金や店の道具を親友に用意してもらい、役所への営業許可を取るのにも親友のコネを使った。彼の店は非常に繁盛したが、しかしながら、お金はまったく儲からず、「ただ忙しいだけだった」とのことである。なぜか。店が繁盛すると、その親友たちは多くの別の友達を連れて店で飲み食いするようになった。それらの親友は、お金を払わないこともあった。彼は、そんな状況の中、なかなか利益が出ないので、ついにその親友の一人に経営権を譲らざるを得なくなった。「その営業権はいくらで売ったの」と聞くと、彼は「お金はもらわないよ。彼は友達だから」と答えた。このエピソードはバカげた話に聞こえるが、それほど「関係」の存在が重要だということである。

そして、「給面子」(他人の面子を立てる)「看面子」(他人の面子を保つ)ことによって、この「関係」が強くなっていくのである。

そして、「人情」。これは、日本で言う「人情」とは意味が異なる。園田は、この「人情」を「自己からの距離(親疎の度合い)によって他者を位置づけ、その距離に応じてみずからの行為を決定しようとする心理メカニズム」と定義している。要するに、誰と「関係」を持つかという取捨選択である。そして、園田によれば、中国人の場合には、血族、地縁による関係が重視されるとのことである。一族、同郷の縁が強いということである。こういう話を聞くと、中国人が客人を自分の家に食事に招くというのは、アメリカ人が自分の家のガーデンでパーティーを開くのとは感覚が違うように思える。実際、中国人は親しい間柄になると、家に食事に招待するそうである。また、親しい間柄の者を「自己人」といい、自他の境が曖昧となり、両者間に分け隔てるものがないほど親しいということになる。

また、当然のことながら、「自己人」のように親しい関係となって、他人に何らかの便宜を働いてあげたりするのも、「回報」(見返り)を期待してのことである。いったん築いた関係も「回報」がないと

見極めれば、簡単に関係は崩れるという。非常に打算的だということである。一方、邱は、「なぜ中国人は個人の交際を優先させるか」と題して次のように述べている。「もし中国人が銭に細かいだけで、血も涙もない国民なら、恐らく中国人は世界中の誰からも相手にされないだろう。日本人の中で中国人に一番よく似ているのは大阪商人だが、大阪の人は銭に細かいだけではない。かけひきも多いし、がめついし、しっかり貯め込むし、ケチなところもあるけれども、信用は守るし、義理人情には厚いし、お金を使わなければならない時にはちゃんとお金を使う。また、そうした人に尽くすべきことを心得た人だけが大きくなっている。だから、中国人は大阪商人をもう少し徹底させた人間だと思えばわかりやすいし、大阪商人とつきあう要領でつきあえばだいたい間違いない。」名古屋、大阪、東京に住んだことがある私にとっては、非常に面白く思える話である。

園田の論法に従って「面子」「関係」「人情」という観点から、園田による中国人論を紹介してみた。われわれ知的財産に関わる者としては、中国というと、模倣品対策や WTO 加盟による特許法その他の法律の整備およびそれに伴う日本企業からの出願の増加といった話題が身近である。具体的にわれわれが中国人と関係を持つのは、中国の特許事務所との仕事のやり取りの場面である。私個人の経験では、中国の特許事務所とのやり取りの中で「中国的なトラブル」に悩まされているという話は今まで聞いたことがない。特に渉外事務所は、米国、欧州、日本を顧客とするための「グローバルスタンダード」が

実現されている。しかしながら、今後中国との取引が増加するにあたって、中国事務所、中国専利代理人、中国弁護士とうまく付き合っていくには、上記で紹介したような「中国スタンダード」をベースとして、その修正として「グローバルスタンダード」が存在していることを理解することは、有効ではなからうか。

ということで、そんな中国に行ってきます。

最近ネットで知り合った20代の中国人女性が、「あなたは中国に来たらきっと失望するでしょう」とメールを送ってきた。よく「中国人は自分が世界で一番と思いついでる」などと言われるし、園田のいう「面子」のことも考え合わせると、どう返事を返そうか迷った。所詮ネットで知り合った人だしと思って、思い切って「面子」「関係」「人情」の話をしてみた。「NOと言えない日本人」というタイトルを聞いて、自分自身、日本人としてはあまりいい気がしないし、「面子」「関係」「人情」の話は、彼女にとっては中国人を批判したように聞こえるのではないかと心配した。すると、彼女は、「その著者はすごい。中国人のことをよくわかっている。日本人にそんなに中国人を理解している人がいるのか。」というではないか。若い人たちの間では、脱「中国スタンダード」が進んでいるのかもしれないとも思えるし、そんな簡単なものではないだろうとも思える。

帰ってきて、今度は実際に体験した中国を紹介できればと思う。

祭り神輿について

丸 山 幸 雄 (南甲弁理士クラブ)



近年、テレビで各地の有名な祭りの様子を放映する機会が多くなり視覚的にはその場にいるかの様な体験ができるようになってきた。しかしながら、山車などであればある程度の雰囲気を感じ取ることができますが、最も一般的で且つ誰でも知っている神輿等では実際にその場にいないとなかなか味わえない。私の地元の稲荷神社にも神輿が奉納されているが、かつては神輿の担ぎ手が行き先を自由に決められ、ご祝儀が予定に達しないときには隣町の境まで繰り出すこともあったし、待遇の悪い家では自然に神輿が垣根に接触することが思い起こされる。

自動車の影響もあるが、現在では神輿は警察の完全統率下におかれ、行き先は前もって決められ、ご祝儀をもらって氏子の家の庭で練ることもなくなった。そればかりか、神輿がきているのに道に乗り入れてくる車まで有り、昔の面影今はなく、神輿が車を避けなければならぬ寂しい状態である。これでは神輿を担ぐ醍醐味も味わえない。車の交通を禁止できる大きな祭りでもないと神輿を担ぐ醍醐味を体験できる場が無くなってきている。

我が家の近くでの大きな祭りといえば、中央競馬会の東京競馬場近くの大國玉神社で行われる「くらやみ祭り」があり、以前は祭りの時には、府中の町中のすべての灯火を消し、暗闇の中で祭りが行われ、またその中で神事も行われていた。このときは、男女間の垣根も低くなり、戦前は自宅近郊の男子も長襦袢を着た女装姿で府中まで繰り出したと聞いている(徒歩2時間近い)。現在では、消防・警察などからの指導が行われて町中を暗闇にすることが禁止され、戦前のようなこともなくなった。わずかに大國玉神社の境内のみ暗闇にして神事が行われ、神事の行われている間は立ち入り禁止である。

大國玉神社の祭りは時間の流れが昔からかわら

ず、神輿を繰り出す行事をとっても、神社から神輿を出すための行事から参道を経て山門を出るまで4時間近くはかかるという非常にゆったりしたものである。先導の大太鼓は棒で叩くくり抜き太鼓としては日本で一番大きなものから順次連なっており、一見の価値がある。神輿も関東では最も大きなもので、圧倒される重量感があり、夕方から夜明け前まで町中を練り歩いている。参道を出る夕方は経験の浅い若衆が神輿を担ぐため、数分担いでは休む様な状態であるが、最後に神社に帰ってくる明け方近くでは担ぎなれた衆が遙かに少ない人数で存分に練りながら戻ってきている。地元に関連のある人間でないと担げないのが残念であるが、神輿好きな者にとって大きな神輿を担ぐことが喜びであり、近郊のみならず遠方からも伝手を頼ってくるのではないかと思う。

このように日本ではごく一般的な神輿であるが、ご神体を肩に担ぐことは世界的には非常に珍しく、他にほとんど例がない。神輿の起源については種々の説があるが、夢をかき立てられるのでは、古代イスラエルのモーゼの「契約の箱」が日本にたどり着き、これを担いで日本に上陸した様子を皆で祝ったのが神輿の起源、あるいはその後「契約の箱」が日本国内を移動した様が広く各地に伝わりこれが神輿の起源となり現在に至っているという説が雄大で浪漫をかき立てられる説である。

旧約聖書には、古代ユダヤ民族(現在のスファラディ・ユダヤ人が該当し、アシュケナジー・ユダヤ人(白人系であるカザール民族系ユダヤ人)は含まれない)が、東方に移動したことが記載されており、移動先は明らかではないが内村鑑三など多数の学者が日本にたどり着いて原日本人の一部になったと主張している。

その後、古代イスラエルがアッシリア若しくはバ

ピロンに占領されて「十戒の石版」「マナの壺」「アロンの杖」の三種の神器を収めた「契約の箱」が占領者に持ち去られるとして、「契約の箱」が密かにいずれかに移動させた。何時「契約の箱」が移動したのか明らかではないが、葦船で海路船出し、黒潮に乗って先に古代イスラエル人が移り住んでいた我が国に渡った可能性は否定できない。

到着場所としては黒潮に乗って来ることが可能な丹後半島にある元伊勢の「籠神社」近辺が有力である。「籠神社」の御神体はなんと「マナの壺」であるといわれており、この「籠神社」は奥宮に「真名井(まない)神社」があり、その石柱にはユダヤと同じ「六芒星(ダビデの星)」の紋章も刻まれている。

他にも、例えば「ヘブライ」を想起する東北地方の戸来村(ヘライ村)に歌い継がれている民謡「ニイヤドレ」、岩手県の「ナギヤドヤラ」が古代ヘブライ語で神を賞賛する歌詞である事実などもあり、失

われた古代ユダヤ民族が日本にたどり着いたという説を強ち否定できない。

この「契約の箱」について、旧約聖書は、具体的な寸法と共にアカシアの木で箱状に造り、上側、内側及び外側を純金で覆うこと、及び箱の角部に設けた輪に棒を通して手で触れることなく肩に担いで運ぶべきことが記されており、この形態はまさに神輿と近似している。

祭りの神輿を眺めながら、神輿が「契約の箱(失われたアーク)」に連なっていると感じ、「十戒の石版」には今でも大いなる力があるのか思い馳せるのも楽しい。

新しい神社での祭りでは、担ぎ棒の上にご神体である神輿に尻を向けて乗るなどの所業がまかり通る現在だが、神輿を担ぐ元々の意義は、ご神体を担いで氏子(信者)の近くに運んで皆で祝い喜ぶことにあるのであり、今一度原点に戻って世の中を考える事も必要ではと考える今日この頃である。

来年秋は、福岡へ行こう！



清水 徹 男 (P A 会)

「日弁」誌への原稿依頼を受けて、最初は忙しいから、と断わろうと思った。そこで断わりの電話を会報委員会の藤谷副委員長に入れたら、何とかありませんか、と逆に泣き落されてしまった。気が弱いからいつもこのように頼まれて、そしてあとで引受けなければよかった、と後悔する。

後悔といえば、来年10月に福岡市で開催されるAPAA（アジア弁理士協会）理事会の準備委員長を引受けたのも今となっては後悔のタネである。「清水さんでなければ・・・」などとおだてられて引受けたはよいが、その忙しさは予想をはるかに凌駕して言語に絶し、後悔しきりであるが、今となっては手遅れである。後悔先に立たず、とは真である。

そもそもその大役を引受けさせられたのは、私が福岡の出身ということだけが理由である。能力があるからではない。しかし引受けたからには何とか会を成功に導きたい。そこで諸先生方、特に福岡在住の松尾先生、梶原先生にご助力をいただき、ナンデダロと後悔しながらも、なんとかソレらしい格好に準備をまとめあげたところである。

会場は、ダイエー・ホークスの根拠地の福岡ドームに隣接する巨大ホテル「シーホーク・リゾート」、ここだけで軽く千人を収容できるから分宿の必要はない。ところでご存知ない方のためにお知らせするが、福岡市ほど空港が近い都市は国内に稀である。国内線、国際線いずれのターミナルからも都市高速道路を利用すれば、中洲や天神など街の中心部を通り越してホテルまで正味15分で着く。

しかもこのホテルが私が多感な青春時代を過ごした母校、福岡県立高校脩猷館（旧黒田藩校、天明4年〔1784年〕創立、但し学舎は当時のままではない）に近いのも何かの縁。博多湾に峻立するこのホテルに来年10月には内外の弁理士とその同伴者約千人が

集い、24日から27日までの4日間にわたり各種委員会やワークショップで知的所有権の諸問題を議論し、エキスカージョン（小旅行）や毎夜のレセプション・パーティーで友好を深める。

参加者の多くは我々と同色のアジアの人々だから話をするにも気おくれすることがない。つたない英語が通じなければ手まね身振りで気持ちを通じ合わせるのも楽しい。しかも欧米からのオブザーバーも多数参加する（はずである）から、得難い情報交換の機会でもある。

本格的な国際会議ということで福岡市の援助体勢にはめざましいものがある。レセプションの会場に福岡ドームを予定したのはよいが借用費用が高いので困っていたら、ホテルに近い福岡市博物館の利用を手配してくれた。外国ではまあることだが、日本でもこのような公立の施設を私的会合に利用させてくれる時代になったことはまことに喜ばしい。

ただし、博物館の利用には条件がつけられた。といっても、一階の豪壮広大なロビーでパーティを行うのはよいとして、二階の展示室を必ず見てほし



福岡理事会宣伝ウチワ 今年10月にマレーシアで開催されたAPAA総会で配って好評だった

い、というのが条件である。ここには「漢委奴国王」と刻された国宝の金印や、黒田節にでてくる母里太兵衛が福島正則から飲み取った名槍「日本号」など、興味深い品々が陳列されている。見てくれと言われなくても見たいところである。

福岡市に劣らず福岡県もなにかと協力してくれている。なにしろ県知事は元特許庁長官の麻生渡さんだから、弁理士についての理解が充分であることは申すまでもなく、また知己も多い。県の紹介で、エキスカージの目的地の一つにトヨタ自動車の最新鋭の組み立て工場を加えることができた。

このように来年10月には福岡で、すごいイベントが行われる。APAA 会員ならずとも弁理士であれば誰でもオブザーバーとして参加できる。(但しオブ

ザーバーとしての参加は一回限り、その後の会合にも参加するには入会が必要)

わが国におけるこのような弁理士だけの国際会議の機会は、先日の火星の大接近と同じで(?)、これを失するとしばらくは、無い。海外に目を向けようとする弁理士には絶好の機会である。

準備に追いまかれて後悔しながら、せいぜい多数の先生方にこの得難い機会をご利用いただこうとご紹介する次第。私は準備委員長を引受けて後悔しているが、皆さんが参加されて後悔することは絶対にならないように準備万端整えている。だから、

来年秋は、福岡へ行こう!

エアロビクスの魅力



高橋 雅和 (PA会)

受験生活を終えたとき、学生時代にバドミントンをやっていた私は、在籍していた大学のサークルにOBとして遊びに行きました。そこで楽しくバドミントンをするはずだったのですが、全然動けない！受験を経験された先生方にはよくわかっていただけていると思いますが、体力がとて落ちていて、本当に動けないんです。

その時「これは大変だ、これから弁理士として社会で生きていくのに、こんな体力じゃやっていけない」と思い、間もなく体力向上のため、近くのフィットネスクラブに入会したのでした。

フィットネスクラブでは、最初は走り込みと筋トレを中心として内容を組み立てていました。しかし、ただ走っているだけでは飽きてしまうので、ウォーミングアップのための代替手段を探していました。そんな時にスタッフにエアロビクスを勧められ、それまでダンスなどやったことがない私は、ちょっと恥ずかしかったのですが、初心者エアロのクラスに入ったのでした。

そしてそれ以来、この原稿のタイトルからも明らか通り、完全にはまってしまいました。今ではスタジオ仲間からも「エアロ中毒だね」と言われてしまう次第です。

そこで今回は、エアロビクスの魅力を紹介したいと思います。

1. エアロビクスの定義と構成

エアロビクスは、いわゆる「有酸素運動」を意味し、そのまま広く解釈すれば、ジョギング、ジャズダンス、水泳等様々な運動が含まれることとなります。しかし、この原稿ではいわゆる音楽に合わせてみんなで踊る、エアロビックダンスのことに限定します。

一般的にエアロビクスは、45分から60分のプログラムで構成されます。最初の10分から15分位までは、体操のような動きをしながらウォーミングアップします。その後、ローインパクトといってウォーキングを中心とした、きつくない程度の動きを10分から15分程続けます。このころには、体も暖まりテンションも上がってきます。そしてそのままハイインパクトという、走る動きを中心とした早いテンポの動きに入ります。このハイインパクトの運動量(心拍数)によって、脂肪燃焼を目的としたり、心肺機能の強化を目的としたりと強度を調整することができます。最後に、徐々にテンポを落としクールダウンしていきます。場合によっては腹筋など筋トレも入ります。

2. エアロビクスの魅力

エアロビクスの魅力は、なんといっても軽快な音楽に合わせて体を思いっきり動かせることでしょう。クラブやディスコのような大きな音で、アップテンポの「September」「Can't Take My Eyes Off You」「Survival」「What a Feeling」等が流れてきたら、もう踊るしかないじゃないですか！そして、それまでダンスなど全く無縁だった人でも、自分のレベルに合わせたクラスに入れば、音楽を体で楽しみつつ体力向上できるというところに魅力があるわけです。

エアロビクスというと、キャッツアイのような格好をして恐ろしいほどの笑顔で踊っているイメージがありますが、そんなことはありません。Tシャツにジャージで十分です。

初心者～初級者

まだエアロビクスの経験のない方や、体力に自信のない方が主に入るクラスです。複雑な動きはない

ので、ラジオ体操が多少難しくなった程度です。よくあるパターンとして、

- ・エアロビクスを「エアロビ」と略す
- ・露出度は低め。ピチピチのウエアなんてとんでもない
- ・自分がバテバテなのに、隣のおばさんはまだまだ元気で悔しい
- ・盛り上がったとき「ヒューッ」と雄叫びをあげるおじさんには近寄りたくない
- ・まだ動きに慣れず、みんなと逆の方向にすっこんでいってしまう

中級者

エアロビクスを好きになった人が、初級の振り付けではもの足りなくなってくると、中級クラスに出るようになります。少しステップも複雑になり、ダンスに近くなってきます。

- ・エアロビクスを「エアロ」と略す
- ・わからないステップは家で復習
- ・常連おばさんがライバル
- ・ピチピチのウエアもありだと思い始める
- ・友達に「エアロビクスやってるんだ」といいたくなる
- ・お気に入りのクラスができる
- ・街中で曲をいつのまにか口ずさんでいる
- ・本当は雄叫びを上げたい

上級者～

ここまでくると、完全にはまっています。レベルの高いエアロを探し、快感を求める毎日。スタジオ

仲間やインストラクターと顔見知りとなり、みんなで飲みに行くこともあつたりします。私は先日インストラクターから「この前、のクラブからのクラブに、『××ビクス』はうちのなんとかだから、使わないでって連絡が来たらしいんだけど、どういうことかわかる？」などと聞かれました。そんな時に、この仕事の幅の広さを改めて感じたりしています。

- ・「エアロビやってるの？」と人から言われると、「エアロ楽しいよ」と称呼を訂正してしまう
- ・ピチピチのウエアを普通に持っている
- ・レベルの高いクラスを求めて他クラブに出張
- ・初中級クラスは、音楽を聴くために入っている
- ・スタジオで立ち位置が決まっている
- ・エアロ>飲み会である
- ・難しくくてできないステップを示されるとむしろ嬉しい
- ・Fitness Journal や Tarzan はチェック要
- ・エアロ対応のCDを買ってしまった
- ・気が付いたら雄叫びをあげている

3. 終わりに

今回はエアロビクスを中心に原稿を書かせて頂きましたが、他にもスタジオではストレッチやヨガ、ボクシングやラテンダンス等々、様々なプログラムが組まれています。みなさんも好みに合わせて、すこし運動をしてストレス解消してはいかがでしょうか？きっとすっきりして、仕事にもいい影響があると思いますよ。

レモングラスのすすめ

～ 私の集中力回復法 ～

重松万里 (PA会)

集中しなければ、と思っているのに集中できないときがあります。疲労が溜まっているとき、睡眠不足が続いているとき、他に気がかりなことがあるとき、あまり気のりしないことをするとき……。

そんなときは、おそらく、思い切って寝てしまったり、熱めのお風呂に入ったり、少し身体を動かしたりするのがよいのでしょう。でも、学生ならいざ知らず、社会人ともなると悲しいかな、なかなかそうはできないのが実情です。勤務時間中に机につぶして爆睡するわけにもいきませんし、ブンブンと腕を振り回しながら体操するのも周りに迷惑です。それに、仮眠や運動が許されるような恵まれた職場だったとしても、仕事が忙しい最中、悠長にそんなことしている場合ではないということも少なくありません。

だから、社会人になってからの私の集中力回復法は、もっぱらコーヒーを飲むことでした。普通するときでも最低1日5杯、集中できない日はさらに飲む回数が増えました。飲み過ぎてお腹がタポタポしてくると、今度は胃に悪いと知りつつ、思いきり濃く入れたコーヒーを飲んだりしていました。

そんな私が、レモングラスというものを知ったのは、5年ほど前のことです。レモングラスは、熱帯アジアに自生するススキの一種で、葉の香りがレモンに似ているためレモングラスというそうです。食欲増進の効果があるので、料理に使われたり、ハーブティーとして飲まれたりしていますが、私がレモングラスに興味を持ったのは、もちろん食欲が無かったから、ではありません。

レモングラスには、集中力や記憶力を高める効果があると言われています。当時弁理士試験受験生で、記憶力の衰えとコーヒーの飲み過ぎを気にしていた私にとっては、香りを嗅ぐだけで集中力や記憶力が

増すというのは、何とも魅力的な話でした。どの程度効果があるのかは正直なところ半信半疑でしたが、アロマテラピーブームでレモングラスのエッセンシャルオイル(精油)は比較的手軽に入手することができたので、だまされたと思って試してみることにしました。

小瓶の蓋を開け、おそるおそる鼻を近づけてみると、柑橘系のいいにおいがしました。レモンの香りに似ていますが、レモンよりも少し甘い感じの香りです。とりあえず好きなタイプの香りだったので、しばらくスースーと鼻から吸い込んでみると、目の奥からこめかみにかけてスキッとしてくるのがわかりました。さらに吸い込んでみると、その感覚が後頭部に行き渡り、頭が徐々に目覚めていく感じがしました。記憶力増強の効果は今ひとつははっきりしませんでした。頭がスッキリして集中力が高まるというのは実感できました。

以来、私の通勤鞆の中には、いつもレモングラスのエッセンシャルオイルの小瓶があります。期限が迫っているのに何度書き直しても上手くクレームが書けない、公報を読んでも読んでも全く内容が頭に入らないなんてときには、そっと取り出して香りを楽しみ、一気にリフレッシュして再び机に向かいます。

体質との相性もあるかもしれませんので、誰にでも効果があるかどうかわかりませんが、手っ取り早く集中力を高められたらいいのに、とお思いの方は、一度お試し下さい。



「商標委員会雑考」

古 関 宏 (P A 会)

今年、商標委員長を仰せつかっている関係で、話題を2つ。

まずは、例の「阪神優勝」。

千葉県在住の男性T氏が2年前に「被服」や「おもちゃ」等を指定商品として、「阪神優勝」と「旗」図形からなる商標の登録出願をし、何等の拒絶理由も通知されることなく、昨年登録されてしまった。16年ぶりの優勝が見えてきた今夏、阪神球団がT氏と譲渡交渉をしている旨の記事が週刊誌に掲載され、一躍、阪神球団が「阪神優勝」を使えない、と話題になった。

一般の読者にとっては、なぜ一個人が「阪神優勝」を商標登録できるのか、という疑問が沸くのであろうか。それと関連し、一般人も、商標で一攫千金を狙える、などと、その気になりやすい輩を増長する記事も散見された。実際、テレビ局や雑誌社からの取材目的は、その観点からが多かった。

そもそも、「商標」って何？

商標法第2条第1項第1号には...そんなことは弁理士なら誰でも知っているはず(ですよね?)。

それでも、あの規定には、商標の本来の機能については文理的には書いてない。自分の商品と他人の商品を区別する云々という、あれが。

例えば、「Tシャツ」であれば、襟ネームであったり、下げ札であったり、そこに商標が付されるのが一般的。それを「Tシャツ」の胸部に大きく表した場合、商標って云えますか。

T氏もさる者。その辺の事情を知っているらしく、下げ札に、例の商標をまさに商標として使っている。これじゃ、阪神球団も、一筋縄では行かないと思ったのか、交渉決裂。一転、無効審判で対処すること

になったようである。

ときに、T氏は、第24類の「タオル」等を指定商品とする商標「阪神優勝」も出願していたが、話題になった所為か、この出願については拒絶理由が通知された。理由は、3条1項6号と4条1項16号との抱き合わせが1つめ。2つめは4条1項7号、3つめは4条1項15号である。

私は、この1つめの理由が気に食わない。16号に該当するためには、その商標が一定の品質を表示するものであることが必要であろうから、3条1項3号との抱き合わせなら、取り敢えずは納得し得る。しかし、6号では一定の品質を表示したことにはならないではないか。近時、このような拒絶理由が多いが、いいんだろうか。

それに、阪神球団は、自らコントロールしてライセンスをしたいはず。3条を理由にしたら、何人も「阪神優勝」が使えることになってしまうではないか。

2つめの理由も気に食わない。4条1項7号は、伝家の宝刀であるべきである。無暗矢鱈に、この規定を根拠にしたがる。他に理由はないのかね。特に、4条1項15号や19号に該当しないような商標(例えば、町の食堂の名称)について、たまたまネット上にあつたからといって、本号を掛けて来る審査官がいる。日本の商標制度は、いつから使用主義になったんだい。

3つ目もひどい。まあ、15号は妥当であるが、周知性を阪神の球団旗に求め、T氏の商標が著名である球団旗と酷似した旗であると断じているのである。尤も、「全体として著名な阪神野球球団としか認識し得ない」とも言っているのだが。他に言いようはなかったんだろうか。

それにしても、同じ商標なのに、かたや無条件に登録、かたや拒絶。こういう審査が問題なんですよね。

その後も、「がんばれ！にっぽん！」「阪神日本一」「クローズアップ現代」等々、今年は、商標が頻繁に話題になっている。正しい理解が求められており、我々も理解してもらえよう努力が必要である。

次に、産構審の商標制度小委員会について。

この小委員会は、6月の立ち上げで、これまでに4回開催された。商標制度の抜本的な見直しをする、とのこと。当初は、商標の定義や使用の定義について、比較的大人しい議論だったが、ここにきて、審査主義の見直しが検討されている。

つまり、欧州型の、審査官は絶対的拒絶理由のみ

を審査し、類否等については、異議申立てを待って審査をするという制度の導入を検討している。

いずれは、この制度の導入の是非について検討しなければならないんだろうが、現時点でユーザーが納得するだろうか。ましてや、商標課の審査官は、どう考えているんだろう。勿論、弁理士会としても、反対を唱えることになるのだろう。

出願前の調査で、使用の是非について判断できる現行制度は、本当に悪しき制度なんだろうか。異議待ち審査になったら、同一・類似の商標がゴロゴロ登録され、異議が申立てられるかどうか、はたまた侵害してるかどうか、毎日が不安になるような制度は、本当に日本に馴染むのだろうか。審査実務の質の問題と、制度論とをごっちゃに考えているような気がしてならない。

救急病棟



土井 健 二（無名会）

季節の変わり目だったり、急に気候が変わったりすると近所に救急車が駆けつけてくることがたびたびあります。夜中ベッドの中で遠くでサイレンが鳴っているなど聞いていると、すぐ近くでサイレンが止まり、思わず窓を開けて止まった家を確認したりすることがあります。

そういう私も、救急車ではありませんが、救急病棟で一晩を過ごした経験があります。場所は米国バージニア州のある救急病院。週末の夜10時過ぎに知り合いの車で担ぎ込まれたのです。

その日は始めたばかりのゴルフに行く約束をしていました。朝起きたときは何ともなかったのですが、何となくお腹の調子が今ひとつだなと感じていました。しかし、男たる者ゴルフの約束は必ず守らなければと勝手に思いこんでいましたし、まして職場のボスとの約束でしたので、多少の無理を承知で出かけていきました。

ところがラウンドを開始する頃には下痢がひどくなり、かなりまずい状態になってきたと感じ始めていました。あちらのゴルフはカートで回るのが普通ですので、多少具合が悪くても何とかラウンドは可能ですが、下痢をしながらのラウンドは何ともしんどいものです。ホール毎にトイレがあるわけではなく、ボールを探すふりをして雑木林のなかで用を足さざるを得ない状況も出てきました。

さすがにボスも私が真っ青な顔で回っていることに気がついたのか、16番ホールで切り上げて先に帰ることを勧めてくれました。

這々の体で車に乗り自宅へ向かいました。自宅までは高速で約20分程度でしたが、運転中に突然全身に寒気がおそってきました。初夏というのに車内の暖房を全開しましたが、ハンドルを持つ手がぶるぶる震えてきて、吐き気までもようしてきました。そ

して、ついに我慢できず高速道路の路肩に車を止めてかなり戻してしまいました。しばらくしてから運転を再開して何とか自宅にたどり着いたのです。

女房に吐き気と寒気を伝えベッドに横になりましたが、今度は体温がものすごい勢いで上がっていくではありませんか。普段、体温が低い私にとって37°でも苦しいのに、38°、39°、40°と。正直言って、異国の地で倒れたなんとかという小説の主人公が頭をよぎりました。女房は、最初、風邪くらいだろうと思っていたようですが、私が体温の上昇にびびっているのを見て、職場のボスに電話してくれました。

外国での駐在や留学で一番心配なことは病気になったときの医者です。現地の医者とのコミュニケーションがとれないのが一番心配なところ。機転の利くボスは、現地に長く住む友人を伴って我が家に来るや、私と女房を乗せて救急病院に直行してくれました。

病院で受け付けをした後、長い間待合室で待たされました。誰もいない待合室で横になっていると、看護婦が来て、熱があるから上着は脱ぐようにとアドバイスする以外は、なしのつぶてで、待てども待てども診察は始まりません。自力で歩いてきた患者でしたので後回しにされたのでしょうか。これならもっと大げさな表情で受け付けをすべきだったかもしれませぬ。そうこうするうちに、なんと熱がやや落ち着いてくるではありませんか。これほど大騒ぎして病院に来たのに、熱が下がってくれてはと心配事は別のほうに向かっていきそうでした。

日付も変わってかなりたってから、診察室に連れて行かれました。看護婦が、「ディージー？」と聞いてきました。デイジープリンタなら知っていましたがディージーって何？看護婦のくらくらする動作でなんとか理解して、「ノー」と答えました。そし

て、宿直の医者がやってきて病状を訪ねてきました。同伴してもらった方に通訳をしてもらいながら、熱が上がったこと(ハイフィーバー、これくらいは知っていました。ナイトフィーバーが流行ったあとでしたので)、下痢をしたこと(ダイアリーア)吐いたこと(ボーミッシング)などを説明し、原因がわからないことも説明したところ、医者は検査を始めたようでした。

しかし、検査しても原因不明のようで、どういう訳か、そのうち医者が「エイズの検査をするが良いか？」と私に承諾を得にきました。全く勘違いもほどほどしいとは思いましたが、反論する元気もなく同意してしまいました。今思い返せば同意したこと自体、何かやましいところがあるとられるので、同意すべきではないと思いますが、その時はそんな余裕はありませんでした。付け加えますが、検査結果はもちろんネガティブでした。

やがて白々と夜が明ける頃には、気分も落ち着いてきました。医者は原因不明だし、患者は落ち着いてきたので、とりあえず帰宅させることにしたようで、午前10時頃、帰るように指示され病院を後にしました。いったい何だったのだろうかというのが、正直な感想でした。周りの方を巻き込んで救急病棟に担ぎ込まれながら、その期待？ に答えるだけの状態でなかったことを申し訳なく思いました。

帰宅してから前日の症状が嘘のように回復しました。帰宅後、回復に時間がかかったという記憶はありません。一過性のものだったようです。

最近、久しぶりに会ったボスに、当時のことに触れられ、ああーそういうことがあったなと思い出した次第です。

以上が、私が異国の地で体験した、救急病棟です。タイトルの割にはたいした話ではなく、今度はこの会員たよりを読んでいただく方に申し訳ないしいです。

その後、同じゴルフ場でホールインワンを記録しました。その記録が未だにクラブハウスの壁に残されています。それを見た方にあれはあなたに間違いないか？ と聞かれることがたびたびあります。楽しい思い出もありますが、それ以上に救急病棟の思いでは一生忘れないでしょう。

最後に、後日談として、女房と当日のことを話す機会がありましたが、そのとき、例のエイズチェックのことが出てきて、女房はその時「どこでもらってきたのだろう」と思ったと言っていました。医者は「チェックをする」と言っただけで、感染しているとは言っていない！のに、たぶん、同意したこと自体が誤解を与えたのかもしれない。皆さん、どんなに追い込まれた状況でも、安易に同意することには気を付けるべきですね。反省。

新人弁理士の戸惑い



鈴木 一 永 (無名会)

私が弁理士になってから1年が経とうとしています。日々の仕事・行事に追われて気が付くとあっという間の1年でした。文書を書く機会が与えられたのでこの一年で気になったことを書いてみたいと思います。

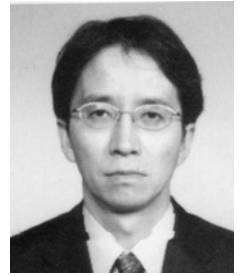
第一にびっくりしたことは、多くの先輩弁理士を見てとにかくよく勉強していることです。弁理士は日々の技術革新等に対応するために日々の勉強が必要なことはある程度予想していましたが、これ程とは思いませんでした。総ての研修等に参加していると、日々の仕事さえできなくなってしまいそうです。諸先輩はどうやって、仕事と勉強を両立させ、且つ、遊び回ることができるのか不思議でなりません。ただ、効率よく勉強したりするために、各会派に属しその人脈を利用することが有効であるようです。弁理士の各会派はこんな理由からもこの存在意義があるのかもしれませんが、一日も早く一人前の弁理士として自信をもって代理・相談等ができるようになるためには、いずれかの会派に所属する事が近道かもしれません。

第二に気になったことは、日本弁理士会自体及び各会派更にはそれら相互の関係が全くわからないことです。日本弁理士クラブに至っては、諸先輩から説明を聞いても今一つピンと来ません。一応の説明は言葉としてわかるのですが、実際に、弁理士の現在があるのは、日本弁理士会があったからとも言えませんが、弁理士の社会的な地位や社会的な役割を日本中に広めるためには、日本弁理士会はなくてはならない組織です。更に、各会派となればどんな存

在意義があるのかよくわかりません。但し、実際問題として、現在の日本弁理士会が行っている様々な委員会運営等を日本弁理士クラブが中心となって下支えしていることも事実なのだそうです。本来各弁理士が自ら自発的に自治組織である日本弁理士会を運営し、自らそれをチェックし、自らそれを支えて行けるのであれば、各会派は本来の親睦・研修のための任意団体で良いのですが、実際はそうでもないようです。自治組織の運営をする際には、各構成員が個人としてはやりたくないことも多々あるようで、各自の自主性のみで依拠すると、必要なのに動かない委員会等ができてしまい、場合によっては、自治組織の体をなさなくなってしまうことあるのだそうです。弁理士としての権利は取りあえず享受して、その権利を守ることは人任せにするのでは、知財戦略の担い手を標榜する弁理士として寂しい気もします。同業者が大幅に増員される昨今、この「いいとこどり」が横行すると、結局は弁理士全体にも暗い影を落とすようになるようで不安です。

最後に、この記事を読んでくれた新人弁理士の方がいたら、まずは仕事を覚えて一人前の弁理士になるため忙しい日々を過ごしている中でも、日本弁理士会のために、又はいずれかの会派のために時間を割いてみてください。そのように時間を割いたことは、必ずやあなたのためになると思いますし、そういった自発的な活動が弁理士とその自治組織である日本弁理士会の未来を切り開くことになると思っています。かく言う私も、そう信じてこの原稿を書いているわけです。

我が家にランちゃんがやって来た



涌井 謙 一（無名会）

我が家にランちゃん（雌のポメラニン 2歳3ヵ月）がやって来て2年が経ちました。

なにも某消費者金融のテレビコマーシャルに感動してランちゃんと暮らすようになったわけではありません。

きっかけは、6年前に遡ります。妻がとある病気をもりました。なんとかこれをクリアできましたので、その後は、種々の本を読み、いわゆる民間療法なるものも参照して、肉は食べない方が良く、乳製品は採らない方が良く、等々やったんですが、3年前に病の再訪を受けました。これも運良くクリアできた後、結局この3年間の神経質な「努力」はなんだったんだ、と考えまして、だれでもいずれは三途の川を渡るんだから、これからは、美味しいと思うものを食べて、よく笑って、よく寝て暮らすようにしましょう、ということにしたのです。

ところが、美味しいと思うものを食べて、よく寝るといのは何とかなるんですが、「よく笑って」というのがなんとなりません。何しろ私、自慢じゃありませんが、人を笑わせる話ができるようなキャラクターではないのです。また、40年以上もかけて培った、この笑いの無いキャラクターを今更変更するわけにもまいりません。一方、妻も娘も、こんな夫、父に付き合っているの、似たようなものです。

これじゃ「よく笑う」生活は不可能です。笑いによるキラー細胞の消滅など望むべくもありません。どうすりゃいいの？

そんなときに、妻と娘が「ペットを飼いたい！」と言い出したのです。娘の友人（母親同士も友人）の家が新居を購入し、あわせてペットと住むようになったのに刺激されたようです。

「そりゃいいじゃん、『ヒーリング』、『癒し効果』つ

ていうからね」と、ペットを飼うことにしました。

ここでまず問題になったのは、住居です。なにしろ、ペット居住可のところに引っ越さなければなりません。年金生活になったらサッサと故郷の山の中に帰ろうと考えていたので、賃貸住まいで、ペットが飼育できるような環境には住んでいなかったのです。更に、病を得て以降の民間療法も含めた種々の対処に資金を可能な限り投入してきたので、先立つものがありません。

しかし、「だれでもいずれは三途の川を渡るんだから」って考えれば怖いものは無いですから、所長に退職金の前借も含めて借金をお願いし、銀行からも借りてローンレンジャーとなり、無事、ペット居住可の住居を確保しました。

さあ、次は、ペットとして猫を飼うか、犬を飼うか決める番だと夫（父）が考えていましたところ（私は幼少のみぎり、猫を飼っていたことがありまして猫を飼いたかったのです）いつものように休日出勤中の夫（父）のところいきなり電話が入り、「今、ペットショップに居るんだけど～、可愛いポメラニアンが居るからこの子に決めたいね！」です。「オイ、オイ、俺の猫はどうなるんだ」と言い始めないうちに携帯電話は切られました。

次の週末、ペットショップに連れて行かれてご対面です。生まれてまだ3週間ほどですから、あまりに小さくて、産院で娘を始めて抱いたときを思い出しながら、おそろおそろ抱き上げました（この時はまだ猫に未練があった）。

「じゃ、名前はどうするんだ？」

「もう、決まってるよ、ランちゃん！」

「なに、それ、もう決まってるって、父ちゃんの意見はないのか？」

「いいじゃん、お父さんの好きなコナンくんに出てくる蘭ちゃんなんだから～」

これで名前も決まりました。

「コナンくん」は「名探偵コナン」(漫画・テレビアニメ)のことです。私は漫画の単行本を全巻所有し、かつ全巻読破し(何度も!)、毎年ゴールデンウィークに劇場公開される映画は必ず見ます(大人もはまりますぜ～)。

とにかく、まだ新居には入れなかったもので、その後2カ月近くペットショップの方に飼育していただけ、2年前の9月からランちゃんとの生活が始まりました。妻と娘はしょっちゅう会いに行っていたようです。

ランちゃん用に、1.5平方m程度の広さのケージ(サークル)を購入し、その中におしっこシートが敷かれているトイレ用の台を置き、家人が留守のときと、夜になって眠るとき、ランちゃんはこのケージ(サークル)の中に入れておとなしくしています。

ペットショップの方に2カ月近く飼育していただいていたので、ある程度しつけはできていて、おしっこ、ウンチは、トイレ用の台の上で大概できるようになっていました。ただし、それでも、最初の3カ月程は、いろいろな所にオシッコをして、家人に叱られておりました。トイレ用の台の上でおしっこ、ウンチができたときは、おもいきり褒めてご褒美をやり、それ以外の所でお漏らししたときは、これまたおもいきり叱る、という毎日でした。妻は「もう一人子育てしたみたい。」と楽しそうに笑っていました。

ランちゃんが我が家にやって来た効果は早速現れました。なにしろ愛らしいので、ちょっとした仕草

を見ても笑ってしまうのです。家族3人の中で会話が途切れたときでも、ランちゃんのほんのちょっとした動作、仕草が話題になり、笑いが起こります。

浩宮さんと結婚された雅子さんが、なにかのインタビューの中で、お二人の家の愛犬のことに触れられて、「夫婦喧嘩は犬も喰わないと申しますが、我が家の犬はよく食べてくれるようです。」とおっしゃって、ユーモアのあるところを見せていらしたように覚えています。我が家のランちゃんも、負けず劣らずの活躍を見せてくれています。

ようやく、目標とした「美味しいと思うものを食べて、よく笑って、よく寝て暮らす」が可能になったようです。

家庭内で唯一の猫派であった夫(父)も、今では携帯電話の待ち受け画面にランちゃんの写真を使い、職場では、机の上に置かれた写真立に入ったランちゃんに見守られながら仕事をしています。

なにしろ、夫(父)が家に帰ったときに喜んで迎えに来てくれるのも、夫(父)が仕事に出るときにまわりついてきて見送ってくれるのも、今では、ランちゃんだけです。まあ、これは喜んでいいのか、悲しむべきことなのか、若干疑問ですが……。

某消費者金融のテレビコマーシャルのようにはまるのもまんざら嘘じゃないと身をもって実感しています。

ともかく、ランちゃんに癒され、笑いのある毎日をおくれています。おかげで家族3人元気です。

そこの貴方! 洗面所でふと見上げた鏡に写っている眉間に刻み込まれた深く、堅いタテ皺に思わずギョッとしている貴方ですよ! 貴方!

ランちゃんのような可愛いペットに癒されてみたいかがですか?